

平成 19 年度独立行政法人国立環境研究所における業務実績評価表

中期目標	中期計画	19 年度計画	19 年度実績 (抄)	評価	コメント
第 1 目標の期間 目標の期間は、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間とする。			【総合評価】	A	下記を踏まえ、平成 19 年度の独立行政法人国立環境研究所の業務については、第 2 期中期目標の達成に向けて適切に成果をあげていると判断し、総合評価は A とする。18 年度の業務実績評価にて指摘した事項も可能な範囲で適切に措置されていると評価できる。
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略)	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		A	以下に示すとおり、国立環境研究所は、環境科学分野における我が国の中核的機関として、十分な役割を果たしている。特に IPCC の活動がノーベル平和賞を受賞したことは、国立環境研究所の成果としても高く評価できるものであり、長年の継続した活動が果たした役割を多としたい。わが国の政策にも大きく貢献した。総じて中期目標の達成に向け、適切に成果をあげたことから、A 評価とする。
1.環境研究に関する業務	1.環境研究に関する業務	1.環境研究に関する業務		A	環境政策に対応した 4 つの重点研究プロジェクトを中心に、限られた研究者で多くの実績をあげており、先導的・基盤的研究、知的研究基盤の整備とともに、適切な研究体制のもと、中期計画の目標の達成に向けて予定された各種のプログラムが着実かつ適切に進められている。 特に IPCC のような活動における成果は、国立環境研究所の特徴を最も良く示すものであり、このような長期的な視点に立つ地道な活動を継続してきていることは高く評価できる。 なお、研究論文発表件数が横ばいであるなど気がかりな点も見受けられるので、今後の飛躍に向けて、一層積極的な取組が期待される。
(1) 環境研究の戦略的な推進 ①我が国における環境研究の中核的機関として、国民の安全・安心への要求や国際社会への貢献に対する環境政策の着実な実施を科学的側面から	(1)環境研究の戦略的な推進 我が国における環境研究の中核的機関として、持続可能な社会の実現を目指し、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、環境政策への貢献を図	(1)環境研究の戦略的な推進 我が国における環境研究の中核的機関として、持続可能な社会の実現を目指し、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、環境政策への貢献を図るため、以下のように環	環境研究の戦略的な推進のため、以下の視点を重視して環境研究に関する業務を実施した。なお、研究業務の詳細な実施状況は、後述する事項の(2)に記載する。 1.独立行政法人国立環境研究所憲章の下での環境研究の	A	重点研究プログラム、先導的・基盤的研究、知的研究基盤の整備がうまく組み合わせられ戦略的に環境研究が推進されている。今後、国内外の研究機関との連携や

<p>支援するための調査・研究に継続的かつ機動的に取り組むため、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、自ら主体的に関与することが求められる環境研究を選択し、重点的に取り組む。具体的には、環境基本計画、科学技術基本計画、「環境研究・技術開発の推進戦略について」(平成18年3月、中央環境審議会答申)等が推進を求めている分野及び環境省等の環境政策において求められている分野を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指して、上述のように、特に推進すべき4つのプログラムを選択し、資源を重点的に配分する。</p> <p>② 予防的・予見的な観点から環境研究に取り組むことにより、新たに発生する重大な環境問題に対し、原因究明、対策立案等において科学的観点から迅速に貢献できるよう、先導的・基盤的研究について国内最上位の水準を保つよう努める。</p> <p>③ 高い研究の質を確保し、創造的な研究活動を展開するためには、あらゆる局面で競争原理が働き、個人及び研究グループの能力が最大限に発揮されるシステムを構築することが有効である。このため引き続き所内において切磋琢磨して研究を実施する環境の醸成に努める。具体的には、競争的な外部研究資金を積極的に確保するほか、所内においても、所内公募と評価に基づき運営される所内公募研究制度を引き続き実施するなど、意欲及び能力を向上させる研究環境を充実する。</p> <p>④ 国環研のリーダーシップにより、内外の環境分野の研究機関との連携・協力を推進する。国内においては、他の研究機関(独立行政法人、大学、地方自治体環境研究機関、民間企業等)との共同研究を通じて環境研究全体のレベルアップを図る。また、環境問題には国境がなく、その解決のためには国際的な取組が不可欠となることから、海外の研究者、研究機関及び国際研究プログラムとの積極的な連携を推進するとともに、国際的な環境問題に対応するための研</p>	<p>るため、以下のように環境研究を戦略的に推進する。</p> <p>① 国民の安全・安心への要求や国際社会への貢献に対する環境政策の着実な実施を科学的側面から支援するための調査・研究に継続的かつ機動的に取り組むため、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、自ら主体的に関与することが求められる環境研究を選択し、重点的に取り組む。具体的には、環境基本計画、科学技術基本計画、「環境研究・技術開発の推進戦略について」(平成18年3月、中央環境審議会答申)等が推進を求めている分野及び環境省等の環境政策において求められている分野を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指して、特に推進すべき4つのプログラムを選択し、資源を重点的に配分する。</p> <p>② 予防的・予見的な観点から環境研究に取り組むことにより、新たに発生する重大な環境問題に対し、原因究明、対策立案等において科学的観点から迅速に貢献できるよう、先導的・基盤的研究について国内最上位の水準を保つよう努める。</p> <p>③ 高い研究の質を確保し、創造的な研究活動を展開するためには、あらゆる局面で競争原理が働き、個人及び研究グループの能力が最大限に発揮されるシステムを構築することが有効である。このため引き続き所内において切磋琢磨して研究を実施する環境の醸成に努める。具体的には、競争的な外部研究資金を積極的に確保するほか、国環研内においても、所内公募と評価に基づき運営される所内公募研究制度を引き続き実施するなど、意欲及び能力を向上させる研究環境を充実する。</p> <p>④ 国環研のリーダーシップにより、内外の環境分野の研究機関との連携・協力を推進する。国内においては、他の研究機関(独立行政法人、大学、地方自治体環境研究機関、民間企業等)との共同研究を通じて環境研究全体のレベルアップを図る。また、環境問題には国境がなく、その解決のためには国際的な取組が不可欠と</p>	<p>境研究を戦略的に推進する。</p> <p>1) 環境基本計画、科学技術基本計画、「環境研究・技術開発の推進戦略について」(平成18年3月、中央環境審議会答申)等が推進を求めている分野及び環境省等の環境政策において求められている分野を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指して、特に推進すべき4つのプログラムを選択し、資源を重点的に配分する。</p> <p>2) 予防的・予見的な観点から環境研究に取り組むことにより、新たに発生する重大な環境問題に対し、原因究明、対策立案等において科学的観点から迅速に貢献できるよう、先導的・基盤的研究について国内最上位の水準を保つよう努める。</p> <p>3) 競争的な外部研究資金を積極的に確保するほか、所内公募と評価に基づき運営される所内公募研究制度等により、切磋琢磨して研究を実施する環境の醸成に努める。</p> <p>4) 独立行政法人国立環境研究所(以下「国環研」という。)のリーダーシップにより、内外の環境分野の研究機関との連携・協力を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の研究機関との研究を円滑に進める観点から、研究協力協定等に基づく国際共同研究等を推進することとし、平成19年度末の協定数を、第1期中期目標期間終了年度末の協定数から、1.2倍に増加させる。 ・ 海外からの研究者・研修生の受入数について、平成19年度の合計数を、第1期中期目標期間中の年平均数から増加させる。 	<p>推進</p> <ul style="list-style-type: none"> － 今日、環境研究及びそれを扱う研究者が多様化する一方、国立環境研究所(以下「国環研」という。)を含む独立行政法人に対し大きな社会的関心が注がれており、自らの理念、行動理念を明確にして環境研究を推進する必要がある。このため、平成18年4月に制定した「独立行政法人国立環境研究所憲章」の下で引き続き環境研究を推進した。 2. 重点研究プログラムの推進 <ul style="list-style-type: none"> － 全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するため、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策に資するため、国環研が集中的・融合的に取り組むべき研究課題として4つの重点研究プログラムを設定し、資源を重点的に配分した。 3. 先導的・基盤的研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> － 長期的な視点に立って先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題、長期的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、8つの基盤的な調査・研究分野において、研究を推進した。また、国環研内外の様々な研究の効率的な実施及び研究ネットワークの形成に資するため、知的研究基盤の整備を行った。 4. 環境技術研究への取組み <ul style="list-style-type: none"> － 環境技術研究に関しては、外部の競争的資金等を活用して実施した。環境省の競争的資金では環境技術開発等推進費で自然共生型都市の設計・評価など6課題、地球温暖化対策技術開発事業で洋上風力発電など3課題の研究を実施した。 5. 所内公募制度による研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> － 若手研究者の育成を図るとともに、所内公募研究制度の活用により、先導的な研究の発掘・育成、競争的な環境の下での基盤的研究の推進に努めた。 6. 内外の環境研究機関等との連携・協力 <p>(1) 国内の研究機関等との連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> － 企業、国立研究所・独立行政法人等との間で共同研究契約を締結し、共同研究を実施した。また、30の地方環境研究所との間でも共同研究を進めた。さらに、企業等から受託研究を18件(20件)、研究奨励寄附金を8件(4件)受けるなど企業等との連携を図った。 － (社)日本自動車工業会との間では、15年度から自動車排出ガスに起因するナノ粒子の生体影響に関する共同研究を進めている(15年5月20日に覚書締結)。 － 大学との間で教育・研究交流の実施について取り決めた交流協定等は、継続・更新も含めて18件(19年度締結：1件)である。人的交流としては、研究者が大学の客員教員・非常勤教員となるほか、大学から客員研究員や研究生の受入等を行っている。 － 環境関係の国立研究所・独立行政法人の連絡調整・情報交換の場として「環境研究機関連絡会」が設置されており、19年12月19日に「第5回環境研究機関連絡会成 	<p>海外からの研究者・研修者については、数値のみならず、得られた成果という側面からも分析がなされることが望ましい。また、企業との研究連携体制として受託研究のみならず共同研究も一層推進されることを期待する。</p>
--	--	---	--	---

<p>究活動の国際化、環境技術の国際交流などに取り組む。第2期中期目標期間においては、研究協力協定等に基づく国際共同研究等の多様性を高め、第1期中期目標期間に比べて実施数を増加させることとする。</p>	<p>なることから、海外の研究者、研究機関及び国際研究プログラムとの積極的な連携を推進するとともに、国際的な環境問題に対応するための研究活動の国際化、環境技術の国際交流等に取り組む。特に我が国と密接な関係にあるアジア地域等において、国環研が中心となって環境研究の国際的な連携を確保する。具体的には、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の研究機関との研究を円滑に進める観点から、研究協力協定等に基づく国際共同研究等を推進することとし、第2期中期目標期間終了年度末の協定数を、第1期中期目標期間終了年度末の協定数から、1.5倍に増加させる。 海外からの研究者・研修生の受入数について、第2期中期目標期間中の合計数を、第1期中期目標期間中の合計数から増加させる。 国際機関・国際研究プログラムに積極的に参画し、国際的な環境研究の推進に貢献する。 		<p>果発表会(テーマ「気候変動に立ち向かう」)を東京において開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国環境研協議会と連携して、20年2月13日、14日に第23回全国環境研究所交流シンポジウム(テーマ「沿岸海域の再生と今後のモニタリングについて」)を開催するとともに、地方環境研究所との協力に関する検討会を開催した。 (2)海外の研究機関等との連携・協力 <ul style="list-style-type: none"> 二国間の環境保護協力協定及び科学技術協力協定の枠組み等のもとで、10ヶ国(平成18年度末10ヶ国)の研究機関と連携して、35件(33件)の国際共同研究を実施している。また、海外の機関との間で締結した文書に基づく共同研究等は6カ国、1国際機関を相手側として、10件(平成18年度末17件)となっている。 海外からの研究者・研修生については、国際協力機構(JICA)の研修生や視察者、共同研究者等を含め426名(第1期中期計画期間中の年平均数393名)を受け入れ年度目標を達成した。 (3)国際的な活動に対する参加・協力 <ul style="list-style-type: none"> UNEP、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、OECD等の国際機関の活動やGEO(地球観測グループ)等の国際研究プログラムに積極的に参画するとともに、AsiaFluxネットワーク、GIO(温室効果ガスインベントリオフィス)、GCP(グローバルカーボンプロジェクト：16年4月から)の事務局としての活動等の取組を進めた。2007年のノーベル平和賞を受賞したIPCCが19年度に公表したIPCC第4次評価報告書の執筆に研究者等(OBも含め14人)が専門家として係わり、そのとりまとめに大きく貢献した。 気候変動枠組条約締約国会議の公式オブザーバーステータスが認められ、19年12月のCOP13/CMP3(インドネシア)にNGOとして参加し、メイン会場に専用ブースを設置して研究活動をアピールするとともに、サイドイベントとして「低炭素アジアーいかに気候変動対策と持続可能な発展を連携させるか“Low-Carbon Asia : To be or not to be”」及び「都市における炭素管理ー政策と科学理解のギャップ」を開催した。 	
<p>(2) 研究の構成 第2期中期目標期間中に取り組むべき研究の構成は次のとおりとする。</p> <p>①重点研究プログラム 10年先の在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策立案に資するため、国環研が集中的・融合的に取り組むべき研究課題として、以下</p>	<p>(2)研究の構成 中期目標の考え方を踏まえつつ、以下の研究より構成する。</p> <p>①重点研究プログラム 全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するために、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策に資するため、</p>	<p>(2)研究の構成 中期計画の達成に向けて、以下の研究より構成する。</p> <p>①重点研究プログラム 全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するために、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策に資するため、国環研が集中的・融合</p>	<p>重点研究プログラム、知的研究基盤の整備及び基盤的な調査・研究活動については、年度計画に基づいて適切に実施したところである。</p> <p>これらの実施内容については、20年5月の外部研究評</p>	<p>A 重点研究プログラム、先導的・基盤的研究、知的研究基盤の整備がバランス良く構成されており、外部研究評価委員会から総じて高い評価を受けるなど中期計画の目標の達成に向けて予定された各種のプログラムが着実かつ適切に進められている。</p> <p>A 中期目標にかかげた4つの重点研究プログラムは、運営費交付金とほぼ同等かそれを越える外部資金を得て研究が進められており、外部研究評価委員会において総</p>

の4つの重点研究プログラムを設定する。各プログラムは別表に掲げる中核研究プロジェクトを中心に重点的に予算と研究者の配分を行い、それぞれの方角性、到達目標の達成を図る。

ア.地球温暖化研究プログラム (前略)

温暖化とその影響に関するメカニズムの理解に基づいて、将来に起こり得る温暖化影響の予測のもとに、長期的な気候安定化目標並びにそれに向けた世界及び日本の脱温暖化社会のあるべき姿を見通し、費用対効果や社会的受容性を踏まえ、その実現に至る道筋を明らかにするための研究を実施する。さらに、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」活動への参加等を通して国際貢献を図る。

イ.循環型社会研究プログラム (前略)

廃棄物の処理・処分や資源の循環的利用が適切な管理手法の下に国民の安全、安心への要求にこたえる形で行われることを担保しながら、科学技術立国を支える資源循環技術システムの開発と国際社会と調和した3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))推進を支える政策手段の提案によって、循環型社会の近未来の具体的な姿を提示し、そこへの移行を支援するための研究を実施する。

ウ.環境リスク研究プログラム (前略)

化学物質について、階層的環境動態モデル及び各種環境計測技術によって得られたモニタリング情報を活用した曝露評価手法を構築する。また、増加しつつあるアレルギー疾患等の疾病と環境要因の関係の感受性の観点からの解明を目指して、内分泌かく乱作用や生理、神経系及び免疫系への影響、環境におけるナノ粒子等の粒子・繊維状物質の生体影響等に関する知見を更に充実させる。さらには、生物多様性消失等の生態学的な視点に基づく影響評価手法を提示する。これらと併せて、環境政策における活用を視野に入れて、環境リスク評価手法の高度化に関

国環研が集中的・融合的に取り組むべき研究課題として、以下の4つの重点研究プログラムを設定する。各プログラムは、中核研究プロジェクトを中心に重点的に予算と研究者の配分を行い、別表(省略)のとおり設定した中核研究プロジェクトの方角性、到達目標の達成を図る。これらのほか、重点研究プログラムと関連する関連研究プロジェクト及び重点研究プログラムにおけるその他の活動を実施する。

ア.地球温暖化研究プログラム (前略)

温暖化とその影響に関するメカニズムの理解に基づいて、将来に起こり得る温暖化影響の予測のもとに、長期的な気候安定化目標並びにそれに向けた世界及び日本の脱温暖化社会の在るべき姿を見通し、費用対効果や社会的受容性を踏まえ、その実現に至る道筋を明らかにするため、以下の研究を実施する。さらに、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」活動への参加等を通して国際貢献を図る。

- ・ 温室効果ガスの長期的濃度変動メカニズムとその地域特性の解明
- ・ 衛星利用による二酸化炭素等の観測と全球炭素収支分布の推定
- ・ 気候・影響・土地利用モデルの統合による地球温暖化リスクの評価
- ・ 脱温暖化社会の実現に向けたビジョンの構築と対策の統合評価

イ.循環型社会研究プログラム (前略)

廃棄物の処理・処分や資源の循環的利用が適切な管理手法の下に国民の安全、安心への要求にこたえる形で行われることを担保しながら、科学技術立国を支える資源循環技術システムの開発と国際社会と調和した3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))推進を支える政策手段の提案によって、循環型社会の近未来の具体的な姿を提示し、そこへの移行を支援するため、以下の研究を実施する。

- ・ 近未来の資源循環システムと政策・マネジメント手法の設計・評価
- ・ 資源性・有害性をもつ物質の循環管理方策の立案と評価

的に取り組むべき研究課題として、地球温暖化研究プログラム、循環型社会研究プログラム、環境リスク研究プログラム、アジア自然共生研究プログラムの4つの重点研究プログラムを推進する。各プログラムは、別表1のとおり設定した中核研究プロジェクトの方角性、到達目標の達成を図る。これらのほか、重点研究プログラムと関連する関連研究プロジェクト(別表2)及び重点研究プログラムにおけるその他の活動(別表3)を実施する。

価委員会による評価を受け、高い評価を得た。

じて高い評価が得られるなど、それぞれ予定どおりの研究成果をあげている。今後は、相対的には高い評価とならなかった中核研究プロジェクトについて、その原因を分析し、改善されることを期待する。なお、中核研究プロジェクトについては、20年度中に、進捗状況や社会的要請の変化を踏まえた見直しを図ることとされているが、長期的視点も適切に考慮したうえで検討する必要がある。

する研究並びに環境リスク関連情報の蓄積及び提供を行うとともに、環境リスク評価の実施等の実践的な課題に対応する。

エ.アジア自然共生研究プログラム
(前略)

これらの地域の気候環境・広域越境大気汚染、陸域・沿岸域・海域を対象とした持続可能な水環境管理及び大河川を中心とした流域における生態系保全管理に関する研究を行うことによって、国際協力によるアジアの環境管理と自然共生型社会構築のための科学的基盤を確立し、政策提言を行うための研究を実施する。

- ・ 廃棄物系バイオマスの Win-Win 型資源循環技術の開発
- ・ 国際資源循環を支える適正管理ネットワークと技術システムの構築

ウ.環境リスク研究プログラム

(前略)

化学物質について、階層的環境動態モデル及び各種環境計測技術によって得られたモニタリング情報を活用した曝露評価手法を構築する。また、増加しつつあるアレルギー疾患等の疾病と環境要因の関係を感受性の観点から解明することを目指して、内分泌かく乱作用や生理、神経系及び免疫系への影響、環境におけるナノ粒子等の粒子・繊維状物質の生体影響等に関する知見を更に充実させる。さらには、生物多様性消失等の生態学的な視点に基づく影響評価手法を提示する。これらに向けて、以下の研究を実施する。

- ・ 化学物質曝露に関する複合的要因の総合解析による曝露評価
- ・ 感受性要因に注目した化学物質の健康影響評価
- ・ 環境中におけるナノ粒子等の体内動態と健康影響評価
- ・ 生物多様性と生態系機能の視点に基づく環境影響評価手法の開発

これらと併せて、環境政策における活用を視野に入れて、環境リスク評価手法の高度化に関する研究並びに環境リスク関連情報の蓄積及び提供を行うとともに、環境リスク評価の実施等の実践的な課題に対応する。

エ.アジア自然共生研究プログラム

(前略)

これらの地域の気候環境・広域越境大気汚染、陸域・沿岸域・海域を対象とした持続可能な水環境管理及び大河川を中心とした流域における生態系保全管理に関する研究を行うことによって、国際協力によるアジアの環境管理と自然共生型社会構築のための科学的基盤を確立し、政策提言を行うため、以下の研究を実施する。

- ・ アジアの大気環境評価手法の開発
- ・ 東アジアの水・物質循環評価システムの開発
- ・ 流域生態系における環境影響評価手法の開発

②基盤的な調査・研究活動

長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、環境研究の基盤となる研究及び国環研の研究能力の向上を図るための基盤的な調査・研究、創造的・先導的な研究及び手法開発(以下、「基盤的な調査・研究」という。)を充実させる。具体的には、安全・安心・快適な社会環境の創造、化学分析の高度化、環境ストレスの健康影響評価とその手法、都市域から地球規模に至る大気環境の管理、流域圏の環境管理、生態系と生物多様性の保全・管理、地球環境の監視・観測手法及び資源循環・廃棄物対策に関する研究について、基盤的な調査・研究を環境政策との関連を明確にしなが推進する。

②基盤的な調査・研究活動

長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、環境研究の基盤となる研究及び国環研の研究能力の向上を図るため、以下の基盤的な調査・研究、創造的・先導的な研究及び手法開発(以下、「基盤的な調査・研究」という。)を推進する。

ア.環境と経済の統合を目指し、安全・安心・快適な社会環境(地域規模、都市規模、身近な社会環境)を創造するためのビジョンを示すとともに、それらを実現・維持するためのシナリオ・方策を提示し、持続可能な社会を構築するための具体的な政策提言に結びつく研究等を推進する。

イ.様々な化学分析の高度化、複合化を進め、よりの確に環境(大気、水、土壌、生物等)の状態を把握することを目指す。特にシステムとしての環境、そこで起きている化学的プロセスを詳細に系統的に把握して評価するための分析手法のシステム化等を推進する。

ウ.環境ストレスがヒトに及ぼす健康影響を的確に、かつ、可及的速やかに評価するために、ヒトを対象とする適切な影響評価手法や新たな疫学手法・曝露評価手法、及び、高感受性要因も対象としうる適切な動物モデルや培養系とそれらを用いた評価手法の開発、応用、検証等を推進する。特に、トキシコジェノミクス等の新規影響評価手法の開発を目指す。

エ.都市域から地球規模に至る大気環境の変化の理解と将来変動の予見に向けた科学的基盤の強化のため、大気環境計測・解析手法の開発・高度化、大気中での化学・物理過程のモデル化とその検証、大気微量成分の分布と動態解明に関わる研究を行う。特に都市域等における大気微小粒子の動態把握や発生源評価、健康影響予測、成層圏オゾン層の変動機構解析と今後の変動予測、長期の気候変動要因の検出等に関する研究を

②基盤的な調査・研究活動

長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、環境研究の基盤となる研究及び国環研の研究能力の向上を図るため、以下の基盤的な調査・研究、創造的・先導的な研究及び手法開発(以下、「基盤的な調査・研究」という。主な調査・研究活動は別表4を参照。)を推進する。

- ・社会環境システム研究
- ・化学環境研究
- ・環境健康研究
- ・大気圏環境研究
- ・水圏環境研究
- ・生物圏環境研究
- ・地球環境研究
- ・資源循環、廃棄物管理研究

一競争的な環境の下での基盤的研究の推進を図るため、所内公募による「特別研究」及び「奨励研究」を実施した。一特別研究は、プロジェクト型の研究(概ね3年以内、年2,000万円以内)であり、一方、奨励研究は、先導的・基盤的な研究(年300万円程度)及び長期モニタリング(5年以内、年1,000万円程度)を対象とし、若手研究者の育成も視野においた研究である。特別研究については、内部の研究評価委員会により事前評価・採択、外部研究評価委員会により事後評価を行っている。奨励研究については、事前評価・採択、事後評価のいずれについても内部の研究評価委員会で行っている。

A 環境研究に係る重要な基盤をなすものとして8つの分野において調査・研究が推進され、研究所内での効率的な研究ネットワークが形成されている。更なる成果も期待するが、所内公募制度も適切に機能しており、総じて十分な研究成果が得られている。引き続き、重点研究プログラムとの役割分担と連携の明確化や基盤的な調査・研究の中での横断的な連携が図られることが望まれる。

<p>③知的研究基盤の整備 (前略) 環境微生物 2000 株(現在 1600 株)の保存、絶滅の危機に瀕する野生生物 220 種の体細胞、生殖細胞及び遺伝子の保存、絶滅の危機に瀕する水生植物 30 系統の保存を実施するとともに、3 種類以上の環境試料の長期保存を新たに開始することを目指す。地球環境のモニタリングに関しては、第 2 期中期目標期間中に衛星による温室効果ガス・モニタリングデータの関係機関への提供開始を目指す。</p>	<p>推進する。 オ.水質環境基準の見直しに関する検討、有機汚濁等負荷の一層の削減対策技術の開発、土壌環境基準の整備、汚染地の環境修復等が効果的に実施されるよう、流域構成要素(陸域、土壌、地下水、湖水、河川水、排水、沿岸域)の各視点から、水循環全体について、長期モニタリング、現象解明、影響評価、対策効果の評価に関する研究を推進する。 カ.生態系および生物多様性の適切な保全・管理のあり方を明らかにするため、生態系の構成要素及びこれらの要素間の相互作用に関する研究等を推進する。特に生態系の多様性と固有性に着目し、様々な人為的要因により、生物の種組成、生物間の相互作用、物質循環、その他生態系機能等に現れる影響を明らかにする。 キ.地球環境の実態把握及びその変化機構の解明に向けた観測とデータ利用研究の強化を図るため、新たな地球環境の監視・観測技術やデータベースの開発・高度化に関わる研究を行う。特に、衛星観測、航空機・船舶等の移動体を利用した直接観測やリモートセンシングに関する研究を推進する。 ク.循環型社会の実現と安全・安心な廃棄物管理を確保するために、行政機関や内外の研究機関等との連携の下で、新たに発生する重大な廃棄物問題への対応や将来の循環型社会を支える可能性を持つ要素技術の開発等の予防的・長期的な視点に立った調査・研究活動を実施する。</p> <p>③知的研究基盤の整備 国環研内外の様々な研究の効率的な実施及び研究ネットワークの形成に資するため、以下のような知的研究基盤の整備を行う。これらの知的研究基盤については、可能な範囲で、国環研内外の関係機関を始めとして、広く一般の利用に供する。また、地球環境のモニタリングに関しては、第 2 期中期目標期間中に衛星による温室効果ガス・モニタリングデータの関係機関への提供開始を目指す。 ア.環境標準試料及び分析用標準物質</p>	<p>③知的研究基盤の整備 国環研内外の様々な研究の効率的な実施及び研究ネットワークの形成に資するため、環境研究基盤技術ラボラトリー、地球環境研究センター、循環型社会研究センター及び環境リスク研究センターにおいて、知的研究基盤の整備(別表 5)を行う。これらの知的研究基盤については、可能な範囲で、国環研内外の関係機関を始めとして、広く一般の利用に供する。</p>	<p>(再掲) ー重点研究プログラム、知的研究基盤の整備及び基盤的な調査・研究活動については、年度計画に基づいて適切に実施したところである。 ーこれらの実施内容については、20 年 5 月の外部研究評価委員会による評価を受け、高い評価を得た。</p>	<p>A 知的研究基盤の整備については、非常に時間と労力がかかる、独立行政法人ならではの重要な業務であり、外部研究評価委員会において高い評価が得られるなど、中期計画の目標の達成に向け、適切に成果をあげており、今後も費用対効果にも留意しつつ、引き続き整備に努められたい。</p>
---	---	--	---	--

	<p>の作製並びに環境試料の長期保存(スペシメンバンキング)</p> <p>イ.環境測定等に関する標準機関(レファレンス・ラボラトリー)としての機能の強化</p> <p>ウ.環境保全に有用な環境微生物の探索、収集及び保存、試験用生物等の開発及び飼育・栽培並びに絶滅の危機に瀕する野生生物種の細胞・遺伝子保存</p> <p>エ.地球環境の戦略的モニタリングの実施、地球環境データベースの整備、地球環境研究の総合化及び支援</p> <p>オ.資源循環・廃棄物管理に関するデータベース等の作成</p> <p>カ.環境リスクに関するデータベース等の作成</p>			
<p>(3)研究の評価</p> <p>研究成果を適切に評価することは、国民に対する説明責任を果たすためだけでなく、研究の重点的・効率的な推進及び質の向上、研究者の意欲の向上、環境政策への的確な貢献等を図る上で極めて重要である。また、評価結果を適切に予算、人材等の配分にフィードバックすることにより、研究を更に重点的・効率的に行うことにつながるといふ好循環を生起させる。このため、研究所内の評価のほか、外部専門家を評価者として選任し、評価方法を定めた実施要領に基づいて適正に外部研究評価を実施し、その結果を公表する。評価結果を、研究資源の配分等業務運営に的確に反映させる。</p> <p>個別の研究課題の評価は、研究の直接の結果(アウトプット)とともに、国内外の環境政策への反映、環境研究への科学的貢献等、得るべき成果(アウトカム)についても評価する。</p> <p>評価の方法に関しては、①科学的、学術的な観点、②環境問題の解明・解決への貢献度、③環境行政や国際的な貢献度等の観点から、合理的な指標を定め、各業務を総合的に評価する方法を設定する。また、基盤的な調査・研究においても、上記の観点から、国環研の役割を明確にして、客観性のある方法で評価を行い、結果を公表する。</p>	<p>(3)研究成果の評価・反映</p> <p>研究課題について、研究評価を実施するための要領を作成し、これに基づき国環研内及び外部専門家による評価を行い、その結果を研究活動に適切にフィードバックする。</p> <p>具体的には、以下のとおり研究評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国環研内の評価のほか、外部専門家を評価者として選任し、評価方法を定めた実施要領に基づいて適正に外部研究評価を実施し、その結果を公表する。評価結果を、研究資源の配分等業務運営に的確に反映させる。 個別の研究課題の評価は、研究の直接の結果(アウトプット)とともに、国内外の環境政策への反映、環境研究への科学的貢献等、得るべき成果(アウトカム)についても評価する。 評価の方法に関しては、①科学的、学術的な観点、②環境問題の解明・解決への貢献度、③環境行政や国際的な貢献度等の観点から、合理的な指標を定め、各業務を総合的に評価する方法を設定する。また、基盤的な調査・研究においても、上記の観点から、国環研の役割を明確にして、客観性のある方法で評価を行い、結果を公表する。 	<p>(3)研究成果の評価・反映</p> <p>研究課題について、研究評価を実施するための要領を作成し、これに基づき国環研内及び外部専門家による評価を行い、その結果を研究活動に適切にフィードバックする。</p> <p>具体的には、以下のとおり研究評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国環研内の評価のほか、外部専門家を評価者として選任し、評価方法を定めた実施要領に基づいて適正に外部研究評価を実施し、その結果を公表する。 評価結果を、研究資源の配分等業務運営に的確に反映させる。 個別の研究課題の評価は、研究の直接の結果(アウトプット)とともに、国内外の環境政策への反映、環境研究への科学的貢献等、得るべき成果(アウトカム)についても評価する。 評価の方法に関しては、1) 科学的、学術的な観点、2) 環境問題の解明・解決への貢献度、3) 環境行政や国際的な貢献度等の観点から、合理的な指標を定め、各業務を総合的に評価する方法を設定する。また、基盤的な調査・研究においても、上記の観点から、国環研の役割を明確にして、客観性のある方法で評価を行い、結果を公表する。 	<p>年度計画に従い、18年4月に定めた独立行政法人国立環境研究所研究評価実施要領(以下「評価要領」という。)に基づき適切に研究評価を行った。</p> <p>1.外部評価と評価結果の公表</p> <p>－評価要領に基づき、外部専門家を評価者とする外部研究評価委員会を設置し、同委員会による外部研究評価を受けた。今回、外部研究評価を受けたのは、重点研究プログラム、基盤的な調査・研究活動及び知的研究基盤の整備(年度評価)、平成19年度までに終了した特別研究(事後評価)、及び中核研究プロジェクト(中間評価)であり、高い評価を得た。奨励研究については、所内に設置した研究評価委員会で評価を行った。</p> <p>なお、評価の結果については、本報告書の資料編に掲載したほか、研究所のホームページで公開する予定である。</p> <p>2.評価結果の反映</p> <p>－外部研究評価の結果については、これを今後の研究の進め方等に反映させるため、所内において検討を行い、今後の研究の進め方等について、今後の展望/対処方針としてとりまとめたところである。</p> <p>3.得るべき成果(アウトカム)の評価</p> <p>－評価要領において、社会・経済への効果(アウトカム)や波及効果(インパクト)について評価を行うべきことを定めており、今後、適切に評価を行っていく。</p> <p>4.評価の方法</p> <p>－評価要領及び年度計画に従い、①科学的、学術的な観点、②環境問題の解明・解決への貢献度、③環境行政や国際的な貢献度等の観点など、個別の観点及び総合的な観点から研究評価を行った。</p> <p>－基盤的な調査・研究活動においても、同様の観点から、国環研の役割を明確にして、客観性のある方法で評価を行った。</p>	<p>A</p> <p>18年4月に定められた新たな評価要領により、国立環境研究所内部による評価のほか外部研究評価が実施され、その結果が業務運営に反映される等適切な取り組みがなされている。今後なされることとなっている追跡評価についても、実効あるものとするため、その具体的かつ客観的な方法等について検討を早期に始めることが望まれる。</p>

<p>2.環境情報の収集・整理・提供に関する業務</p> <p>環境研究に関する情報、環境行政に関する情報その他の環境に関する国内外の情報を収集・整理し、国民に分かりやすく伝えるため、国内外の関係機関等との連携を確保しつつ、国環研の研究体制及び業務の充実を図る。</p> <p>具体的には、インターネット等を介した総合的な環境情報提供システムの運用を引き続き行うとともに、その充実を図る。また、環境研究・環境技術に関する情報についてもインターネット等を介した提供を行う。さらに、環境の状況を正確かつ分かりやすく提供するため、環境数値データベースの整備を進めるとともに、環境の状況を目に見える形で提供することが可能な環境国勢データ地理情報システム(環境GIS)を引き続き構築し、インターネット等を介して広く国民に提供する。なお、これらの情報の提供に当たっては、利用者との双方向的コミュニケーションの充実に努める。</p> <p>これらにより、第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す</p>	<p>2.環境情報の収集、整理及び提供に関する業務</p> <p>国民及び事業者の環境問題に関する理解を深め、自発的な環境保全活動等を促進する上で、環境に関する正確な情報の提供は不可欠である。このため、国内・国外の環境情報を体系的に収集・整理し、インターネット等を通じて、できるだけ分かりやすく提供する。なお、情報の提供に当たっては、利用者との双方向的コミュニケーションの充実に努めることとする。</p>	<p>2.環境情報の収集、整理及び提供に関する業務</p> <p>国内・国外の環境情報を体系的に収集・整理し、インターネット等を通じて、できるだけ分かりやすく提供する。なお、情報の提供に当たっては、利用者との双方向的コミュニケーションの充実に努めることとする。</p>		<p>A</p> <p>社会の動きに連動させて常に業務の見直しを図るなど精力的な取組がなされているが、年度目標を達成することができなかった項目がある。本件については、必ずしも国立環境研究所の責任とは言えない要素があるが、環境情報のユーザーや利用方法の把握に努め、正確かつ適切な環境情報をできるだけ広い範囲で利用できるよう工夫することが望まれる。なお、情報社会の急速な進展にも適切な対応を図っていくことが必要である。</p>
	<p>(1)環境に関する総合的な情報の提供</p> <p>国民の環境保全活動の推進等のため、様々なセクターが提供する環境情報を収集し、インターネット等を通じてそれらを広く案内・提供する。このため、環境情報のポータルサイト(総合案内所)を目指したホームページを整備・運用する。提供情報が正確で分かりやすく有用なものとなるよう、利用者のニーズの把握、必要な情報素材の効率的な収集、収集した情報素材の適切な整理・加工等に努める。また、環境問題に関する質問とその回答、環境問題に関するイベント情報の提供等利用者同士の交流の場としての活用がより充実するよう、適宜、ホームページの機能追加等を行う。これらにより、第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。</p>	<p>(1)環境に関する総合的な情報の提供</p> <p>環境情報のポータルサイト(総合案内所)を従前の環境教育、民間環境保全活動を中心としたものから環境研究、環境技術に重点を置いたホームページに移行し、引き続き、正確で分かりやすく有用な情報の提供に努める。</p> <p>これにより、平成19年度における環境情報のポータルサイト(総合案内所)の利用件数(ページビュー)が、平成18年度に比べ1割以上の増加となることを目指す。</p>	<p>一行政、研究機関、企業、NGO等の環境情報を幅広く案内するとともに、市民の情報交流の場を提供する環境情報総合案内のホームページとして、EIC ネットを運営してきたが、現在では民間独自のホームページ等を通じた交流も極めて活発化し、多様な取組みがなされている状況を踏まえ、民間における環境情報の交流については、民間の多様な取組みに委ねることとした。</p> <p>これにより、平成19年9月末をもって国環研としての運用を取りやめ、新たに同年10月より、環境研究、環境技術に重点を置いた情報提供に移行することとし、「環境研究技術ポータルサイト」を構築し、運用を開始した。なお、EIC ネットについては、引き続き(財)環境情報普及センターが独自に運営を行っている。</p> <p>一EIC ネットの利用件数(ページビュー)は、19年度月平均で約680万件(18年度月平均約473万件)であった。</p> <p>一環境研究技術ポータルサイトは、環境保全に関する研究及び技術開発に係る情報を始めとする幅広い情報をインターネットを通じて提供するものであり、当研究所ホームページに構築した。</p> <p>一19年度においては、以下のメニューを掲載した。なお、国内環境ニュース、海外環境ニュース、シンポジウム・イベント情報については、更新情報のRSS 配信を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内環境ニュース：国内の環境研究・技術に関する最新の情報を収集し紹介。 海外環境ニュース：海外の環境研究・技術に関する最新の情報を収集し紹介。 シンポジウム・イベント情報：国内の環境研究・技術に関連するイベント等の情報を紹介。 環境技術ライブラリ：注目を集めている環境技術を紹介する環境技術レポートを掲載。 環境技術情報ナビ：環境技術情報を発信しているホームページを分野別に案内。 環境データベース：ウェブで公開されている国内外の環境データベースやGISを紹介。 	<p>A</p> <p>行政、研究機関、企業、NGO等の環境情報を幅広く案内するとともに、市民の情報交流の場を提供する総合案内のホームページとして運営が行われてきた EIC ネット (Environmental Information & Communication Network)については、利用件数が非常に多く、環境情報のポータルサイトとして非常に優れた成果をあげてきたところである。19年10月から国立環境研究所としての情報提供が廃止されたが、引き続き正確かつ適切な環境情報が広く利用できるよう留意された。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 地方環境研究所との交流：全国の地方環境研究所の一覧、研究紹介、イベント情報、全国環境研協議会の概要等を紹介。 環境研究技術サポート：環境研究・技術に対する支援情報(競争的資金、関連学会、政策提言集等)を紹介。 	
<p>(2)環境研究・環境技術に関する情報の提供 環境保全に貢献する技術の普及に資するため、環境保全に関する研究及び技術開発に係る情報を収集・整理しインターネットを通じて提供するホームページを整備・運用する。このホームページの中心的なコンテンツとして、環境技術の開発状況等に関する最新ニュース及び先端的技術の分かりやすい解説を掲載するほか、環境研究・環境技術に関するできるだけ幅広い情報を利用しやすい形で提供できるよう努める。なお、国環研の研究に関する情報の提供については、下記3の(1)による。</p> <p>これらにより、第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。</p>	<p>(2)環境研究・環境技術に関する情報の提供 環境研究の推進を支援し、環境保全に貢献する技術の普及に資するため、環境保全に関する研究及び技術開発に係る情報を収集・整理しインターネットを通じて提供する。 特に、環境技術の開発状況等に関する最新ニュース及び先端的技術の分かりやすい解説の充実に努める。 これらにより、平成19年度における関連サイトの利用件数(ページビュー)が、平成18年度に比べ1割以上の増加となることを目指す。 なお、国環研の研究に関する情報の提供については、下記3の(1)による。</p>	<p>ー環境保全に関する研究及び技術開発に係る幅広い情報として、国内外の環境研究・技術ニュース、環境技術レポート、環境データベースの情報を日々、収集・更新し発信した。 国内環境ニュースについては、国内の行政、研究機関、企業等からの環境研究・技術に関する最新の情報を収集し、オリジナル情報へのリンクとともに紹介した。 海外環境ニュースについては、欧米を中心とする関係省や国際機関からの環境研究・技術に関する最新の情報を収集し、オリジナル情報へのリンクとともに紹介した。 環境技術レポートにおいては、アスベスト除去技術やCO2回収・貯蔵技術など環境技術のトピックスを紹介した。 環境データベースでは、国内の研究機関等や海外の機関でとりまとめられウェブで公開されているデータベースや環境関連のGISデータを紹介した。</p>	<p>ー「環境GIS」に含まれるコンテンツの増加に伴うページ構成の複雑化等に対処するため、画面デザインを一新し、ホームページ内の各サイトのページレイアウトを統一するなどの全面リニューアルを実施した。また、「測定地点マップ」サイトを構築し、平成20年2月より公開した。このサイトでは、GISの特性を活かし、地域内で行われたさまざまな環境調査データを「電子国土Webシステム」を使用して地図上に一括して表示することができる。 ー平成19年度に整備された以下のデータを各コンテンツに追加した。 「大気汚染状況の常時監視結果」サイト（平成17年度測定結果を追加） 「公共用水域の水質測定結果」サイト（平成17年度測定結果を追加） 「生活環境情報サイト」（平成18年度調査結果(騒音・振動・悪臭を追加)） 「有害大気汚染物質マップ」サイト（平成18年度調査結果を追加） 「ダイオキシンマップ」サイト（平成18年度調査結果を追加） 「全国自動車交通騒音マップ」サイト（平成18年度調査結果を追加）</p>	<p>B 環境技術情報ネットワークについては、システムの変更の影響を受けているのであろうが年度目標を大きく下回った。今後の移行の結果・成果も見必要があるが、環境に関する最新の研究成果や技術動向ができるだけ広い範囲で利用できるよう、内容面やアクセス数を高めるための工夫と取り組みが必要である。但し、必ずしも国立環境研究所の責任とは言えない要素があり、この点を勘案した評価とする。</p>
<p>(3)環境の状況等に関する情報の提供 我が国の大気汚染、水質汚濁等の環境の状況に関する基本的なデータについて、データベース化を進めるとともに、それらを地図やグラフの形で分かりやすく表示する環境国勢データ地理情報システム(環境GIS)の整備・運用を行う。環境GISの整備・運用に当たっては、利用者のニーズや使いやすさを考慮したコンテンツの拡充、機能強化等に努める。 また、環境GISの基盤を活用するなどして、環境省等他機関の情報提供システムの開発・運用に係る受託・請負業務を行う。 これらにより、第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。</p>	<p>(3)環境の状況等に関する情報の提供 我が国の大気汚染、水質汚濁等の環境の状況に関する基本的なデータについて、データベース化を進めるとともに、それらを地図やグラフの形で分かりやすく表示する環境国勢データ地理情報システム(環境GIS)の整備・運用を行う。環境GISの整備・運用に当たっては、利用者のニーズや使いやすさを考慮したコンテンツの拡充、機能強化等に努める。 また、環境GISの基盤を活用するなどして、環境省等他機関の情報提供システムの開発・運用に係る受託・請負業務を行う。 これらにより、平成19年度における関連サイトの利用件数(ページビュー)が、平成18年度に比べ1割以上の増加となることを目指す。</p>	<p>ー「環境GIS」に含まれるコンテンツの増加に伴うページ構成の複雑化等に対処するため、画面デザインを一新し、ホームページ内の各サイトのページレイアウトを統一するなどの全面リニューアルを実施した。また、「測定地点マップ」サイトを構築し、平成20年2月より公開した。このサイトでは、GISの特性を活かし、地域内で行われたさまざまな環境調査データを「電子国土Webシステム」を使用して地図上に一括して表示することができる。 ー平成19年度に整備された以下のデータを各コンテンツに追加した。 「大気汚染状況の常時監視結果」サイト（平成17年度測定結果を追加） 「公共用水域の水質測定結果」サイト（平成17年度測定結果を追加） 「生活環境情報サイト」（平成18年度調査結果(騒音・振動・悪臭を追加)） 「有害大気汚染物質マップ」サイト（平成18年度調査結果を追加） 「ダイオキシンマップ」サイト（平成18年度調査結果を追加） 「全国自動車交通騒音マップ」サイト（平成18年度調査結果を追加）</p>	<p>A 環境GISの利用件数は横ばいであるが、コンテンツの拡充、改善などの努力がなされた点は評価できる。有益なウェブサイトであるが、利用者は限られると想像されるところであり、本委員会としても利用件数を目標とすることの妥当性を検討する必要がある。</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> - 「大気汚染状況の常時監視結果」サイトに環境基準の達成状況、年平均値の経年変化、年平均値の濃度分布等のページを新規追加した。 - 「日本近海海洋汚染実態調査」と「海洋環境モニタリング調査」の2つのサイトを統合し、リニューアルを行い、新たに「海洋環境モニタリングマップ」サイトとして公開した。リニューアル後の新サイトは、「電子国土 Web システム」を使用している。 - 光化学オキシダントなどの大気汚染物質の大気濃度を予測する、「大気汚染予測システム」サイトの開発を進めた。 - 環境省から下記の7件の業務の委託・請負を受け、システムの基本設計やプログラムの開発など、それぞれの業務を適切に実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①水質環境総合管理情報システム運用及び開発 ②有害大気汚染物質マップ整備 ③生活環境情報総合管理システムの整備 ④全国水生生物調査結果解析 ⑤自動車交通騒音情報の整備・管理 ⑥ダイオキシン類環境情報調査データベース構築 ⑦PRTR 活用環境リスク評価支援ツールの提供に係る管理・運営 		
3.研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	3.研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	3.研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進		A	研究成果の発信、社会貢献などについては、全般的に適切に取り組みられている。適切な目標設定の下、広報・成果普及等業務計画を策定し、体系的で効果的な広報活動を展開したことは高く評価できる。
<p>(1)研究成果の提供等</p> <p>環境問題に関する科学的理解と研究活動についての国民の理解の向上を図るため、研究活動・研究成果の積極的な発信に努める。その際、専門的知識を持たない主体に対しても、分かりやすく正確に説明できるよう、インタープリテーション機能(翻訳・解説機能)の強化に努める。</p> <p>国環研の広報にあたっては、年度ごとに広報計画を策定し、種々の広報手段を用いて様々な主体のニーズに応じた情報を適切に提供する。さらに、地域社会に根ざした法人としての役割と責任を踏まえた広報活動にも心がける。</p> <p>具体的には、調査・研究の成果を研究所年報の発行(会計年度終了後概ね3ヶ月以内)</p> <p>研究成果報告書の発行(研究終了後概ね6ヶ月以内)</p>	<p>(1)研究成果の提供等</p> <p>市民の環境保全への関心を高め、環境問題に関する科学的理解と研究活動の理解の増進を図るため、プレスリリースや公開シンポジウム等を通じ、研究活動・研究成果の積極的な発信に努める。その際、環境研究の専門的知識を持たない主体に対しても、研究成果やその活用可能性を分かりやすく正確に説明できるよう、インタープリテーション機能(翻訳・解説機能)の強化に努める。</p> <p>国環研の広報にあたっては、職員の意識向上を図るとともに、年度ごとに広報計画を策定し、種々の広報手段を用いて様々な主体のニーズに応じた情報を適切に提供する。さらに、地域社会に根ざした法人としての役割と責任を踏まえた広報活動にも心がける。これらの広報活動については、外部専門家の意見も聴取しつつ、より効果的な</p>	<p>(1)研究成果の提供等</p> <p>市民の環境保全への関心を高め、環境問題に関する科学的理解と研究活動の理解の増進を図るため、プレスリリースや公開シンポジウム等を通じ、研究活動・研究成果の積極的な発信に努める。その際、環境研究の専門的知識を持たない主体に対しても、研究成果やその活用可能性を分かりやすく正確に説明できるよう、インタープリテーション機能(翻訳・解説機能)の強化に努める。</p> <p>国環研の広報にあたっては、職員の意識向上を図るとともに、平成19年度に広報計画を策定し、種々の広報手段を用いて様々な主体のニーズに応じた情報を適切に提供する。さらに、地域社会に根ざした法人としての役割と責任を踏まえた広報活動にも心がける。これらの広報活動については、外部専門家の意見も聴取しつつ、より効果的なものとなるように努める。</p> <p>具体的には、以下により研究活動・研究成果に関する情報を幅広く提供する。</p>	<p>1.研究活動・研究成果の発信</p> <p>- プレスリリースの19年度実績は30件であり、13年度から17年度までの年間平均件数である15件と比較して2倍となり、年度目標の2倍を達成した。また、プレスリリース対応も含め、マスメディアからの取材には積極的に応じた結果、当研究所の研究が紹介・言及されたテレビ等報道・出演は144件(54件)、新聞報道は474件(198件)になっている。</p> <p>- 所内研究ユニット等とも連携し、研究所ホームページを通じて国環研の最新情報や研究成果・データベースの提供を行った。19年度中に公開を開始した主なコンテンツは、以下のとおりである。</p> <p>- 19年度は、「研究への取り組み」を案内する全ページを一新し、第2期中期計画において立ち上げた4分野の重点プログラムとともに、これに取り組んでいる研究体制と個々の研究内容などのより明確な情報の提供を推進した。また、同様に、英語ホームページについても全面的に掲載ページを刷新し、「Outline of Research」「About NIES」などのコンテンツにより、研究所の最新の情報の提供に努めた。</p>	A	環境分野に関する我が国最大の研究拠点として、国際シンポジウムをはじめとした様々な場で優れた研究成果を提供いただく機会が多い。また、マスメディア、インターネット、刊行物等を通じて研究結果をできるだけ分かりやすい形で一般への伝える努力は高く評価できる。特に研究情報誌「環境儀」は、高いレベルの内容を平易に表現しており、良質・高質な情報誌である。研究成果の発表も積極的に行われている。研究論文発表件数が横ばいである点がやや気がかりであるが、本委員会としても、論文数のみならず、研究成果の質や影響、効果についても加味することを検討する必要がある。国立環境研究所ホームページの利用件数が横這いであることについてはその原因

<p>等により公開・提供するほか、広報誌やインターネットを介して国民に分かりやすい形で広く普及する。</p> <p>また、個別の研究成果については、学会誌、専門誌等での誌上発表や、関連学会、ワークショップ等での口頭発表等を通じて普及を図ることとし、国環研全体として、第2期中期目標期間中の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第1期中期目標期間中の合計数より増加させる。</p>	<p>ものとなるように努める。</p> <p>具体的には、以下により研究活動・研究成果に関する情報を幅広く提供する。</p> <p>①マスメディアやインターネットを通じた情報の提供</p> <p>ア.研究活動・研究成果に関する正確で、新鮮かつ興味深い情報をマスメディア(プレスリリース)、インターネット等を通じて積極的に発信する。(具体的には、第2期中期目標期間中のプレスリリース件数の合計数を、第1期中期目標期間中の2倍にするとともに、第2期中期目標期間終了年度における国環研ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。)</p> <p>イ.インターネットの特性を活かし、利用者との双方向的な情報交換にも留意した迅速かつ頻繁な情報提供に努める。</p> <p>ウ.ホームページから研究者向けの有用なデータ等をダウンロードできる機能を充実し、幅広い主体への研究成果の普及を念頭に置いたコンテンツ作成を行う。</p> <p>エ.収集データを分かりやすく解析・加工したコンテンツ、社会的に関心の高いテーマについて、研究成果等を踏まえ、分かりやすく解説するコンテンツ、子ども向けのコンテンツ等の拡充を進める。</p> <p>②刊行物等を通じた研究成果の普及</p> <p>対象に応じた刊行物、パンフレット等を作成し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。</p> <p>ア.研究報告、特別研究報告、業務報告</p> <p>イ.年報(日本語版・英語版)</p> <p>ウ.最新の研究成果を分かりやすく解説した研究情報誌「環境儀」(年4回)、「国立環境研究所ニュース」(年6回)等</p> <p>エ.各種パンフレット・ニュースレター</p> <p>③発表論文、誌上発表及び口頭発表の推進</p> <p>個別の研究成果の発表について、論文の質も考慮しつつ、第2期中期目標期間中の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ</p>	<p>1) マスメディアやインターネットを通じた情報の提供</p> <p>ア. 研究活動・研究成果に関する正確で、新鮮かつ興味深い情報をマスメディア(プレスリリース)、インターネット等を通じて積極的に発信する。具体的には、平成19年度のプレスリリース件数の合計数を、第1期中期目標期間の年平均数の2倍にするとともに、平成18年度における国環研ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ1割以上の増加となることを目指す。</p> <p>イ. インターネットの特性を活かし、利用者との双方向的な情報交換にも留意した迅速かつ頻繁な情報提供に努める。</p> <p>ウ. ホームページから研究者向けの有用なデータ等をダウンロードできる機能を充実し、幅広い主体への研究成果の普及を念頭に置いたコンテンツ作成を行う。</p> <p>エ. 収集データを分かりやすく解析・加工したコンテンツ、社会的に関心の高いテーマについて、研究成果等を踏まえ、分かりやすく解説するコンテンツ、子ども向けのコンテンツ等の拡充を進める。</p> <p>2) 刊行物等を通じた研究成果の普及</p> <p>対象に応じた刊行物、パンフレット等を作成し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。</p> <p>ア. 研究報告、特別研究報告、業務報告</p> <p>イ. 年報(日本語版・英語版)</p> <p>ウ. 最新の研究成果を分かりやすく解説した研究情報誌「環境儀」(年4回)、「国立環境研究所ニュース」(年6回)等</p> <p>エ. 各種パンフレット・ニュースレター</p> <p>3) 発表論文、誌上発表及び口頭発表の推進</p> <p>個別の研究成果の発表について、論文の質も考慮しつつ、平成19年度の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第1期中期目標期間中の</p>	<p>一年報、特別研究報告、環境儀、ニュース、環境報告書などの刊行物については、本文や画像等を含め全文ホームページから提供するとともに、研究評価結果の掲載方法を改訂した。</p> <p>－19年度における国環研ホームページの利用件数(ページビュー)は、約2,938万件(3,125万件)であった。17年度の件数に比べて19%増加しているものの、18年度の94%であった。</p> <p>2.インターネットの特性を生かした情報提供</p> <p>－20年度から新着情報のメール配信サービスの開始に向けて、システム整備と試験運用を実施した。</p> <p>－研究所紹介ビデオや公開シンポジウムの記録ビデオのストリーミング配信を開始した。</p> <p>3.収集データを分かりやすく解析・加工したコンテンツ</p> <p>－わかりやすいコンテンツの整備については、環境リスクについてのインフォメーション「りすく村Meiのひろば」を運用開始し、「ココが知りたい温暖化」のコンテンツを拡充した。</p> <p>－研究所の研究成果等を刊行する際の刊行規程に基づき、研究報告書等を刊行した。</p> <p>－研究成果をリライトし、国民各層に分かりやすく普及するための研究情報誌「環境儀」については、19年度において以下の4号を発行した(各3,500部)。また毎号実施している読者向けアンケート調査結果を踏まえ、専門的な用語についてはコラムやメモ欄を使って、さらに理解しやすい編集に努めた。</p> <p>－国立環境研究所ニュースについては、各号2,000部、年6回発行し、国環研における最新の研究活動を紹介した。</p> <p>－国立環境研究所第2期中期計画の内容を踏まえた総合パンフレットを制作し、新しい研究体制に基づく研究内容・成果を積極的に紹介した。</p> <p>－公開シンポジウム2007の内容を紹介するDVDビデオを作成し、新たにホームページに掲載するとともに希望者への頒布、視察対応等に活用した。</p> <p>－そのほか、地球環境研究センターニュース(月1回、各3,200部発行)、循環型社会・廃棄物研究センターオンラインマガジン「環境」の発行、環境リスクセンターサイト「リスク村Meiのひろば」の更新等により、研究活動、研究成果の紹介、普及に努めた。</p> <p>－19年度の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数は、それぞれ421件、565件及び1,116件であった。これは、13年度から17年度までの年間平均値(査読付き347件、誌上580件、口頭1,063件)のそれぞれ</p>	<p>を分析する必要がある。</p>
--	--	---	--	--------------------

	第1期中期目標期間中の合計数より増加させる。	年平均より増加させる。	1.21倍、0.97倍及び1.05倍に相当し、誌上発表件数を除き年度目標を達成した。		
(2) 研究成果の活用促進 産学官交流の促進等を通じて、研究成果の活用促進に努める。また、知的財産に係る管理機能を強化し、知的財産の創出及び適正な管理の充実を図り、研究成果を社会に移転させる取組を推進する。	(2)研究成果の活用促進 産学官交流の促進等を通じて、研究成果の活用促進に努める。また、知的財産に係る管理機能を強化し、知的財産の創出及び適正な管理の充実を図り、研究成果を社会に移転させる取組を推進する。	(2)研究成果の活用促進 産学官交流の促進等を通じて、研究成果の活用促進に努める。また、知的財産に係る管理機能を強化し、知的財産の創出及び適正な管理の充実を図り、研究成果を社会に移転させる取組を推進する。	(2)研究成果の活用促進 －企業及び大学との共同研究、大学との教育・研究交流等を通じ、産学官交流の促進に努めた。また、国の審議会への参画、各種委員会で指導的役割を果たすことなどを通じ、研究所の科学的知見を環境政策の検討に活かすよう努めた。 －「独立行政法人国立環境研究所職務発明規程」に基づき、19年度は8件(4件)の発明を職務発明に認定するとともに、これらについて特許出願の手続きを行っている。また、19年度に1件(2件)の特許等が登録された。19年度末現在で、国内及び外国特許40件、実用新案権0件、意匠権3件、商標権1件を登録している。 また、法律特許事務所と顧問契約を締結し、特許等の取得や実施許諾に係る法的な判断が必要な事項についての相談、取得された特許等の活用等のための契約内容に関する相談等が行えるよう知的所有権の取得・活用のための支援環境を整備した。	A	適切に取り組まれているようだが、産学官交流に関する業務実績の報告方法には工夫の余地がある。職務発明については、必ずしも多い件数が登録されているとはいえないが、これは研究所の性格からして理解できる範囲と考える。
(3) 社会貢献の推進 国環研の研究成果の国民への普及・還元を通じて、社会に貢献するよう努める。具体的には成果発表会・公開シンポジウムの開催(年1回以上)、一般の国民を対象とした見学会の積極的な実施と対応及び普及啓発、並びに各種のシンポジウム、ワークショップ等の実施や参画を通じた成果の分かりやすい説明及び環境教育活動への取組を一層進める。	(3)社会貢献の推進 国環研の研究成果の国民への普及・還元を通じて、社会に貢献するよう努める。具体的には、以下の取組を推進する。 ①研究成果の国民への普及・還元 環境問題に対して、科学的に解明されている範囲を分かりやすく説明することにより社会における情報不足に対する不安を取り除くとともに、現状で最良と考えられる解決策を提示する。 ア.公開シンポジウム(研究成果発表会)、研究施設公開の実施 公開シンポジウムと研究施設公開を実施し、最新の研究成果について、研究者から直接市民にメッセージを発信する(年間各2回実施)。 イ.各種イベント、プログラムへの参画 (ア)シンポジウム、ワークショップ等の開催又はそれらへの参加に努める。 (イ)若い世代に環境研究の面白さを伝えるための各種プログラムに積極的に参画する。 (ウ)環境省とも連携し、環境保全を広く国民に訴えるイベントに積極的に参画する。 ウ.研究所視察者・見学者の対応 (ア)つくば本部内の見学コースを設置し、増大する見学対応の要望にこたえる。	(3)社会貢献の推進 国環研の研究成果の国民への普及・還元を通じて、社会に貢献するよう努める。具体的には、以下の取組を推進する。 1) 研究成果の国民への普及・還元 環境問題に対して、科学的に解明されている範囲を分かりやすく説明することにより社会における情報不足に対する不安を取り除くとともに、現状で最良と考えられる解決策を提示する。 ア. 公開シンポジウム(研究成果発表会)、研究施設公開の実施 公開シンポジウムと研究施設公開を実施し、最新の研究成果について、研究者から直接市民にメッセージを発信する(2回実施)。 イ. 各種イベント、プログラムへの参画 (ア) シンポジウム、ワークショップ等の開催又はそれらへの参加に努める。 (イ) 若い世代に環境研究の面白さを伝えるための各種プログラムに積極的に参画する。 (ウ) 環境省とも連携し、環境保全を広く国民に訴えるイベントに積極的に参画する。 ウ. 研究所視察者・見学者の対応 (ア) つくば本部内の見学コースを設置し、増大する見学対応の要望にこたえる。 (イ) 常設展示室等を含め、国環研来所者に対する研究成果の解説手法の充実を更に検討する。	1.公開シンポジウム(研究成果発表会) －国立環境研究所公開シンポジウム 2007「未来を拓く環境研究－持続可能な社会をつくる－」を京都シルクホール(19年6月16日)及び東京メルパルクホール(同6月24日)で開催し、それぞれ、370名、750名の参加を得た。シンポジウムでは、研究所の研究成果等に関する4つの講演と20テーマのポスターセッションを行った。また、講演内容の分かりやすさ等についてアンケートを実施した。なお、講演に用いた資料等については、ホームページに掲載するなど、フォローアップも行った。 2.一般公開 －19年4月21日(土)及び7月21日(土)、つくば本構内で研究所の一般公開を行った。来訪者数は、それぞれ468名及び4,844であった。 －7月の一般公開では、公共交通による来所を推進するため、18年度に引き続き産業技術総合研究所と連携して無料循環バス「環境研・産総研号」を運行した。この試みはつくば地区の交通社会実験として環境研究の一助ともなった。 3.各種イベント、プログラムへの参画 －日英共同低炭素社会研究プロジェクト第2回及び第3回シンポジウム/ワークショップ(ロンドン及び東京)、第27回残留性有機ハロゲン系汚染物質国際シンポジウム(Dioxin2007)(東京)、地球環境研究総合推進費S-5公開シンポジウム「怖い?怖くない?地球温暖化－研究者と一緒に「実感」する50年後の地球」(東京)など、各種シ	A	公開シンポジウム、研究所の一般公開、各種イベントに積極的に取り組んでおり、適切に取り組まれている。今後とも、社会への発信に努められることを期待する。 なお、環境教育、環境保全の取組みについては、研究所に蓄積された人的資源・知的資源を導入することが期待されることとあり、もう少し詳細な報告がなされることが望ましい。

	<p>(イ)常設展示室等を含め、国環研来所者に対する研究成果の解説手法の充実を更に検討する。</p> <p>②環境教育及び環境保全の取組の推進</p> <p>ア.環境問題の解決のためには、社会構造やライフスタイルの変革等市民の具体的な行動に結びつけることが重要であることから、第1の2の環境情報の提供のほか、積極的な啓発活動・環境教育に取り組む。</p> <p>イ.環境問題に取り組む市民やNGO等に対して、適切な助言を行うほか、必要に応じて共同研究を実施すること等により一層の連携を図り、地域や社会における環境問題の解決に貢献する。</p>	<p>2) 環境教育及び環境保全の取組の推進</p> <p>ア. 環境問題の解決のためには、社会構造やライフスタイルの変革等市民の具体的な行動に結びつけることが重要であることから、第1の2の環境情報の提供のほか、積極的な啓発活動・環境教育に取り組む。</p> <p>イ. 環境問題に取り組む市民やNGO等に対して、適切な助言を行うほか、必要に応じて共同研究を実施すること等について検討する。</p>	<p>ンポジウム、ワークショップ等を開催した。</p> <p>－環境研究・環境保全に関するイベント、展示会等に積極的に協力した。</p> <p>4.研究所視察者・見学者への対応</p> <p>－19年度における視察者・見学者の受入状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内(学校・学生、市民、企業、官公庁等)：100件 1,879人 海外(政府機関、研究者、JICA 研修員等)：38件 348人 <p>－見学対応による研究者等への負担を軽減し、一層の効率化を図りつつ対応能力を向上させる必要があることから、企画部門スタッフによる説明対応を充実させるとともに、施設見学用のパンフレット、DVD、パネル、展示物等の整備、改善を進めた。</p> <p>－高校生など次代を担う青少年を対象に、環境保全に関する普及・啓発・教育を目的として、サイエンスキャンプ等の教育プログラム等に積極的に参画した。</p> <p>また、要請に応じて研究者を派遣して環境保全に関する講義を行う「つくば科学出前レクチャー」を行い、環境保全活動を行う学校や市民を支援した。</p>	
<p>(4) 環境政策立案への貢献</p> <p>環境省等が開催する各種会議への参画等を通じて、国環研の研究成果が環境政策立案に貢献するように努める。具体的には、各種審議会等に委員として参加する職員について、第2期中期目標期間中の延べ人数を、第1期中期目標期間中の延べ人数より増加させ、研究成果の環境政策への反映に努める。</p>	<p>(4)環境政策立案への貢献</p> <p>環境省等が開催する各種会議への参画等を通じて、国環研の研究成果が環境政策立案に貢献するように努める。具体的には、各種審議会等に委員として参加する職員について、第2期中期目標期間中の延べ人数を、第1期中期目標期間中の延べ人数より増加させ、研究成果の環境政策への反映に努める。また、環境分野に関連する科学技術等の政策立案についても、関係審議会等への参画を通じて幅広く貢献する</p>	<p>(4)環境政策立案への貢献</p> <p>環境省等が開催する各種会議への参画等を通じて、国環研の研究成果が環境政策立案に貢献するように努める。具体的には、各種審議会等に委員として参加する職員について、平成19年度の延べ人数を、第1期中期目標期間終了年度の延べ人数より増加させ、研究成果の環境政策への反映に努める。また、環境分野に関連する科学技術等の政策立案についても、関係審議会等への参画を通じて幅広く貢献する。</p>	<p>(4)環境政策立案への貢献</p> <p>－19年度における国の審議会等への職員の参加状況は、418件の審議会等に延べ612人の職員が参画し、参加延べ人数は、第1期中期目標期間の終了年度の566人を超え年度目標を達成した。</p> <p>例えば、下記のような審議会への参画等において、国環研の研究成果や知見を提示することにより環境政策の立案に積極的な貢献を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央環境審議会での第2次循環型社会形成推進基本計画、京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告、低炭素社会づくりに向けての論点整理、新規化学物質の審査等及び超長期ビジョンの検討などの審議 関係行政機関における検討会、専門部会への参画並びに第三次生物多様性国家戦略の策定への専門家としての参画により貢献 日英共同研究プロジェクトにおけるワークショップの成果が、第4回G20 グレンイーグルズ閣僚級対話(気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話)に貢献 	<p>A</p> <p>本項の評価を「各種審議会等に委員として参加する職員の延べ人数」のみをもって行うことの妥当性について、18年度評価において疑問を呈したところであり、19年度評価にあたっては、併せて環境政策立案への具体例も評価対象とすることとした。</p> <p>19年度においては、気候変動問題に係る我が国の政策決定において、極めて大きく貢献したところであり、来年末のCOP15に向けて、引き続き、精力的な取り組みがなされることを期待する。また、他の分野でも一層の貢献を期待したい。</p> <p>また、各種審議会への参加者は確実に増えており、第2次循環型社会形成推進基本計画、第3次生物多様性国家戦略、京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告のとりまとめ、低炭素社会づくりに向けての論点整理、新規化学物質の審査、超長期ビジョンの検討等、環境政策立案の多岐</p>

					にわたって重要な役割を果たしていることは高く評価できる。今後、国の立場からも、各種政策立案のどの部分に貢献したか、について報告がなされることを期待する。 一方、研究に割く時間が損なわれ、結果として研究内容が低下しないよう研究所も国も注意する必要がある。
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	II 業務運営の効率化に関する事項	A	独立行政法人に移行した段階で散見された改善が必要な事項は、相当程度改善されてきた。このような改善努力が積み重ねは、各種の成果に結びついていると考えられるところであり、全般的には適切に取り組みられていることから、A評価とする。今後、他の公的研究機関における業務運営も参考にしつつ、一層のレベルアップがなされることが望まれる。また、高い水準の研究を遂行するため、今後、資金の確保等の課題に鋭意取り組むことが必要である。
1.戦略的かつ機動的な組織の編成 独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るため、次の諸点に留意しつつ、適切な体制の確立を図る。 なお、体制については、絶えず検討を行い、必要に応じ見直しを行う。 重点研究プログラムへの重点的な研究者の配置と、各研究領域における基盤的な調査・研究の充実を同時に進める体制を確保するなど、当該体制は、第2に掲げる目標を確実に達成できるものとする。 理事長の指導のもと、独立行政法人としての自立した運営が可能な組織とすること。特に管理部門については、業務の見直し、業務分担の整理等により業務の効率化を図り、研究企画・推進機能を強化すること。	1.戦略的かつ機動的な組織の編成 国環研の資源を戦略的かつ機動的に活用し、独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るため、適切な研究組織及びその支援体制等の編成を行う。 (1)重点研究プログラムを集中的に推進するための体制を整備する。 (2)基盤的な調査・研究、創造的、先導的研究及び手法開発に取り組むために必要な研究領域を置く。 (3)国環研内外の様々な研究の効率的な実施や研究ネットワークの形成に資するため、知的研究基盤の体制を整備する。 (4)環境保全に関する国内及び国外の情報収集、整理及び提供を行う体制を整備する。 (5)そのほか、国環研の活動を戦略的に支える企画・評価体制、効率的な運営や知的財産を適切に管理するための体制、広報・アウトリーチ活動を実施する広報体制、コンプライアンスの徹底のための業務管理体制を再整備する。	1.戦略的かつ機動的な組織の編成 国環研の資源を戦略的かつ機動的に活用し、独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るため、適切な研究組織及びその支援体制等の編成を行う。 また、国環研の活動を戦略的に支える企画・評価体制、効率的な運営や知的財産を適切に管理するための体制、広報・アウトリーチ活動を実施する広報体制、コンプライアンスの徹底のための業務管理体制を再整備を図る。	1.研究組織の編成 －中期計画に基づく4つの重点研究プログラムについては、前年度と同様に以下のセンター又はグループがそれぞれ担当し、これらの組織に研究者を重点的に配置した。 ・地球温暖化研究プログラム…地球環境研究センター ・循環型社会研究プログラム…循環型社会・廃棄物研究センター ・環境リスク研究プログラム…環境リスク研究センター ・アジア自然共生研究プログラム…アジア自然共生研究グループ －また、研究組織は18年度に52室に削減し、19年度は同じ組織で運営した。 2.その他の組織・体制の整備 －コンプライアンスに関しては、研究上の不正行為(データ、研究結果等のねつ造、改ざん及び盗用)に対する必要な措置について、平成18年度に「独立行政法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」を定めている。 －研究費の不正使用を防止するため、平成19年3月に「研究費の管理・監査に関する委員会」が設置され、同委員会で検討を行い「独立行政法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」を平成19年9月に定め、所内の責任体制等を整備した。	A	第2期中期計画に基づく研究を推進する組織・体制の整備が図られ、また、コンプライアンスについても研究費の不正使用の防止に関する規程が整備される等対応が図られており、適切に取り組みされている。

	<p>なお、体制については、絶えず検討し、必要に応じ見直しを行い、理事長の指導のもと、独立行政法人としての自立した運営が可能な組織とする。特に管理部門については、業務の見直し、業務分担の整理等により業務の効率化を図り、研究企画・推進機能を強化する。</p>		<p>－管理部門のうち、総務部総務課が担当していた科学研究費補助金等の執行管理について、19年度から総務部会計課に移管し、他の研究費とともに一括して管理し効率化を図った。</p>		
<p>2.人材の効率的な活用</p> <p>国内外の学界、産業界等から幅広く優れた研究者の登用を図ること等により、既存の人材の活性化・有効活用を含め、流動的で活性化された研究環境の実現に留意した人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。</p> <p>人材の活用、育成に際しては、以下の点について、配慮し、検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かした柔軟な採用や人事交流の推進 ・ 多様で多才な個々の研究者が意欲と能力を発揮できる環境の形成 ・ 研究者のキャリアパス及び併任制度の在り方 ・ 多様な雇用形態の人材間の調和 <p>管理部門については、研修制度の充実や専門的な知識・能力を有する外部人材の活用等により、事務処理能力の向上を図る。</p>	<p>2.人材の効率的な活用</p> <p>長期的な研究戦略及び社会ニーズに基づく戦略的・機動的な組織編成を踏まえ、人的資源の重点的配分を行うほか、国内外の学界、産業界等からの幅広く優れた研究者の登用を図ること等により、既存の人材の活性化・有効活用を含め、流動的で活性化された研究環境の実現に留意した人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。その際、以下の点について、配慮し、検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かした柔軟な採用や人事交流の推進 ・ 多様で多才な個々の研究者が意欲と能力を発揮できる環境の形成 ・ 研究者のキャリアパス及び併任制度の在り方 ・ 多様な雇用形態の人材間の調和 ・ 女性研究者の積極的な採用 <p>管理部門については、研修制度の充実や財務会計、人事、広報等の幅広い分野において高度技能専門員の積極的な活用を図るなどにより事務処理能力の向上に努める。</p> <p>職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜見直しを行う。</p>	<p>2.人材の効率的な活用</p> <p>長期的な研究戦略及び社会ニーズに基づく戦略的・機動的な組織編成を踏まえ、人的資源の重点的配分を行うほか、非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かし、国内外の学界、産業界等からの幅広く優れた研究者の登用を図ること等により、既存の人材の活性化・有効活用を含め、流動的で活性化された研究環境の実現に留意した人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。</p> <p>管理部門については、研修制度の充実や高度技能専門員の積極的な活用を図るなどにより事務処理能力の向上に努める。</p> <p>職務業績評価については、適宜見直しを行う等その適切な推進を図る。</p>	<p>1.研究部門における人材活用</p> <p>(1)人的資源の重点配分</p> <p>－中期計画に基づく4つの重点研究プログラムを担当する3つのセンター及び1つのグループに対し研究者を重点的に配置した。</p> <p>(2)研究系職員(常勤職員)の採用・転出の状況</p> <p>－19年度においては、研究系職員5人(うち、任期付研究員3人、女性2人)を新たに採用し、これらはすべて公募により幅広く採用を行った。また、大学への転出等は6人(うち任期付研究員は1人)であった。</p> <p>(3)研究系契約職員及び共同研究者等の確保</p> <p>－高度な研究能力を有する研究者や独創性に富む若手研究者等を、NIES特別研究員、NIESフェロー、NIESポスドクフェロー、NIESアシスタントフェロー、NIESリサーチアシスタントとして採用を行った。18年度末の人員は200人であり、前年度(170人)に比し約18%増となった。</p> <p>－外部との連携を図るため、国内外の大学、研究機関等から特別客員研究員11人、客員研究員223人を委嘱・招へいするとともに、共同研究員78人、研究生101人を受け入れた。</p> <p>2.管理部門における人材活用</p> <p>－19年度に実施した15の研修のうち、管理部門の職員を対象とした11の研修に、延べ15人が受講した。</p> <p>－また、企画部にNIESフェロー1名、高度技能専門員1名及びシニアスタッフ1名、また総務部に高度技能専門員2名を配置し、事務処理能力の向上を図った。</p> <p>－管理部門の職員の人数は19年度末で40人であり、18年度末より2名減であった。</p> <p>3.職務業績評価など職務能力向上のための取組</p> <p>－今年度においても、職員の職務活動について、面接による目標設定と業績評価を行う職務業績評価を実施した。18年度職務業績の評価結果については、19年度の6月期業績手当及び特別昇給に反映させた。</p> <p>－また、17年度人事院勧告に基づく「勤務成績に基づく昇給制度の導入」に沿った職員給与規程の改正を行うとともに、職務業績評価制度についても面接の方法及び面接カード等について改良を行い、これらを19年度から実施した。</p>	A	<p>常勤職員の流動性がやや鈍化しているが、人材の効率的活用が適切になされている。</p> <p>但し、研究系契約職員の数が増加した点については、長期的に見て適切なのか、これは国立環境研究所の責任とは言えないが、課題と考える。</p> <p>なお、高度技能専門員の数が増加した理由については、報告が必要と考える。</p>
<p>3.財務の効率化</p> <p>予算の経済的な執行を行い支出の削減</p>	<p>3.財務の効率化</p> <p>予算の経済的な執行を行い支出の削減</p>	<p>3.財務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の経済的な執行を行い支出の削減 	<p>1.予算の経済的な執行</p>	A	<p>国の方針に沿って、随意契約の見直し、一般競争入札等も公表対象</p>

<p>減に努め、第 2 期中期目標期間においては、運営費交付金に係る業務費のうち、毎年度業務経費については 1%以上、一般管理費については 3%以上の削減を目指す。また、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、第 2 期中期目標期間において人件費削減の取組を行うとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> <p>さらに、文書の電子化の更なる推進や会計処理等の事務の効率化に資する新たなシステムの導入、業務・事務フローの点検等により、事務処理の迅速化・効率化に努める。</p>	<p>減に努め、第 2 期中期目標期間中においては、運営費交付金に係る業務費のうち、毎年度業務経費については 1%以上、一般管理費については 3%以上の削減を目指す。また、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、第 2 期中期目標期間において人件費を 5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> <p>文書の電子化の更なる推進や会計処理等の事務の効率化に資する新たなシステムの導入、業務・事務フローの点検等により、事務処理の迅速化・効率化に努める。</p> <p>受託収入(競争的な外部研究資金及び受託業務収入)については、国環研の目的、使命に良く合致した資金であるか否かを吟味した上で、その確保に努め、着実な運営に努めることとする。特に、競争的な外部資金の第 2 期中期目標期間中の年平均額は、第 1 期中期目標期間中の年平均額と同等程度またはそれ以上を確保する。このため、競争的な外部研究資金の獲得を促進する方策を講じることとする。</p> <p>国環研の知的・物的能力を、業務の支障のない範囲で、所外の関係機関に対して提供して収入を得ること等により、円滑な財務運営の確保に努める。</p>	<p>に努め、平成 19 年度においては、運営費交付金に係る業務費のうち、業務経費については 1%以上、一般管理費については 3%以上の削減を目指す。また、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、平成 22 年度までに人件費を 5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務処理の迅速化・効率化を図るため、文書の電子化を更に推進するとともに会計処理等の事務の効率化に資する新たなシステムの導入、業務・事務フローの点検等について引き続き検討を進める。 受託収入(競争的な外部研究資金及び受託業務収入)については、国環研の目的、使命に良く合致した資金であるか否かを吟味した上で、平成 19 年度の見込額の確保を図るなど、着実な運営に努める。特に、競争的な外部資金の平成 19 年度の額は、第 1 期中期目標期間中の年平均額と同等程度またはそれ以上を確保する。 国環研の知的・物的能力を、業務の支障のない範囲で、所外の関係機関に対して提供して収入を得ること等により、円滑な財務運営の確保に努める。 	<p>業務費については、19 年度予算は、18 年度に対し業務経費△1%、一般管理費△3%が考慮された額として 6,729,137 千円であった。19 年度の執行額は、6,679,101 千円であり、予算額を 50,036 千円下回った。</p> <p>一人件費(退職手当、法定福利費を除く、以下同じ)については、平成17年度における決算額から△2%削減を趣旨とする額(平成19年度における人事院勧告に伴う給与改定分を除く)2,358,966円に対し、19年度は、2,320,399 千円であり、限度額を38,567千円下回った。</p> <p>利益剰余金は、228百万円であり、その内訳は、前中期目標期間繰越積立金及び当期末処理損失である。目的積立金を申請していない理由等については、年度計画で定めた事項となる事業がなかったためである。</p> <p>2.会計事務処理の迅速化・効率化</p> <p>一次期会計システムについては、21 年度中の導入を予定しており、19 年度においては、平成 18 年度に実施した業務棚卸をふまえ、次期会計システムの課題整理を実施検討した。この結果、次期会計システムにおいては、「会計」、「人事」、「給与」及び「旅費」等の各項目との綿密な連携が必要不可欠であることがわかったことから、導入するシステムの内容を変更することとした。</p> <p>3.受託収入等自己収入の確保</p> <p>19 年度においては、受託収入等自己収入として総額 3,712 百万円を確保した。これは見込額 4,069 百万円を下回ることとなった。</p> <p>このほか、文部科学省科学研究費補助金等の研究補助金については、108 件、544 百万円の交付を得た。なお、これらの研究補助金については、間接経費 81 百万円を除き、研究所の収入には算入していない。</p> <p>4.知的・物的資源の所外貢献</p> <p>知的・物的資源の所外貢献として、引き続き、環境標準試料や微生物保存株等の有償分譲を行い、19 年度における収入は 1,188 万円(1,002 万円)であった。この他、19 年度において、国際特許出願している「細胞培養基質及び細胞接着蛋白質またはペプチドの固相化標品」について、特許実施許諾契約により 26 万円(26 万円)、書籍(いま地球がたいへん)の印税分として 1 万円(3 万円)の収入があった。</p> <p>5.随意契約見直し計画等について</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年 8 月 10 日閣議決定)を踏まえ、随意契約の総点検を実施し、平成 19 年 12 月に「随意契約見直し計画」を策定・公表した。平成 20 年 1 月には、「随意契約によることができる場合を定める基準の見直し」、「契約に係る情報の公表基準の見直し」等について、国に準じた基準とすること及び低入札価格調査制度を新たに追加する内容の会計規程・契約事務取扱細則の一部改正を行うとともに、これまで随意契約のみを公表対象としていたものを一般競争入札等も公表対象とした。</p> <p>19 年度における契約額が 500 万円を超える契約実績は、</p>	<p>とすることなどの改善が行われており、総じて適切に対応されていると考えられるが、自己収入として確保した金額が年度当初の見込額を下回っており、減少傾向にある点については分析し、一層の努力を行うことが必要である。その際、民間からの収入を得るための努力についてもなされることを望ましい。</p> <p>また、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況については現時点では問題ないが、現在は移行期間と言うべき段階であり、成果を見守る必要がある。</p> <p>なお、以下の事項については、問題はないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 剰余金や当期総利益についての発生要因、目的積立金を申請していない理由 資産の有効活用の状況 関連法人等との人・資金の流れの在り方 官民競争入札、民間委託等の活用状況 監事による入札・契約の合規性に係るチェックの状況
--	--	---	---	--

<p>4.効率的な施設運用</p> <p>施設等の活用状況を的確に把握し、稼働状況に余裕のある施設等がある場合には、その有効活用を図るなど適切な措置を講じるとともに、計画的な施設の保守管理を行う。</p>	<p>4.効率的な施設運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型研究施設等については、他機関との共同利用や受託業務での利用等を含め効率的かつ計画的な利用を推進する。 研究施設の重点的な改修を含めた計画的な保守管理を行う。 研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分の方法を見直す <p>などにより、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。</p>	<p>4.効率的な施設運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型研究施設等については、他機関との共同利用や受託業務での利用等を含め効率的かつ計画的な利用を推進する。 研究施設の重点的な改修を含めた計画的な保守管理を行う。 研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分の方法を見直す <p>などにより、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。</p>	<p>契約件数 177 件のうち、80 件について一般競争入札等の競争性のある方法により契約を行った。</p> <p>1.大型研究施設等の計画的な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境リスク研究棟、水環境保全再生研究ステーションなどの大型研究施設を他機関との共同研究に33件中17件で利用するなど、効率的な施設運用を行った。 各研究ユニットからの提案を研究評価委員会において審査し、研究基盤1施設、大型計測機器4基を設置・導入し、効率的、計画的な研究の推進を図った。 所内の25の大型研究施設について、その管理・運営状況を点検し、運営経費の縮減等が可能かどうかを所内の大型施設調整委員会において検討した結果、4施設について平成20年度予算から運営経費の縮減を図るとの結論を得た。 <p>2.研究施設の保守管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 19年度においては、以下のような改修等を重点的に行った。 <ul style="list-style-type: none"> 研究本館 I 耐震改修工事 動物実験棟他アスベスト除去工事 受変電設備(研究第 II 棟・水環境実験施設)更新工事 空調設備更新その他工事 <p>3.研究施設の効率的な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究施設のスペースの効率的な利用を図るため、802㎡のスペースについて利用再配分を決定した。 独立行政法人国立環境研究所スペース課金制度実施規程に基づき、研究所のスペースの合理的な利用と業務の適正かつ効率的な運営を図った。 	<p>A</p>	<p>運営経費の縮減、共同利用、スペース課金制度等、効率的な運用が行われている。</p> <p>大型研究施設等については、20 年度中に、利用状況や成果発信に係る状況を踏まえた一部廃止を含む見直し計画を策定することとされているが、施設、装置の老朽化の進行も懸念されるところであり、これらの更新について計画的な配慮が必要である。</p>
<p>5.情報技術等を活用した業務の効率化</p> <p>所内ネットワークシステムの適切な管理・運用を行うとともに、各種業務の効率化に資するシステムの開発等を進める。</p> <p>また、主要な業務・システムの最適化を実現するため、以下の事項に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を実施し、必要があれば、平成 19 年度末までに、業務・システムに関する最適化計画を策定する。 業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を断行し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。 業務・システムに関する最適化計 	<p>5.情報技術等を活用した業務の効率化</p> <p>所内ネットワークシステムの適切な管理・運用を行うとともに、各種業務の効率化に資するシステムの開発等を進める。</p> <p>また、研究に必要な文献等の効率的な入手のため、電子ジャーナルシステムの利用を促進する。</p> <p>さらに、主要な業務・システムの最適化を実現するため、以下の事項に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を実施し、必要があれば、平成 19 年度末までに、業務・システムに関する最適化計画を策定する。 業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を断行し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確 	<p>5.情報技術等を活用した業務の効率化</p> <p>所内ネットワークシステムの適切な管理・運用を行うとともに、各種業務の効率化に資するシステムの開発等を進める。</p> <p>また、研究に必要な文献等の効率的な入手のため、電子ジャーナルシステムの利用を促進する。</p> <p>さらに、情報化統括責任者(CIO)補佐を活用しつつ、主要な業務・システムの最適化を実現するための基礎的な調査検討を行う。</p>	<p>5.情報技術等を活用した業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(2005 年各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、独立行政法人における主要な業務・システムは、その最適化を実現するための計画を策定することとされており、これに基づき、「国立環境研究所コンピュータシステム最適化計画」を平成 20 年 3 月に策定するとともに、本研究所ホームページに公開した。 「独立行政法人国立環境研究所情報セキュリティポリシー」を踏まえ、業務契約に係る情報セキュリティの確保について所内の周知を図るとともに、職員等を対象とした情報セキュリティ対策研修を実施した。また、研修後には、自己点検調査を実施し、結果を取りまとめた。 管理部門に対し、会計閲覧システム、委員委嘱等データベース、講演会等開催申請システム、環境マネジメントシステムの開発等の技術支援を行った。 引用文献データベース「Web of Science」、フルテキストデータベース「Science Direct」などの効率的な運用により、電子ジャーナルシステムの利用を促進した。 	<p>A</p>	<p>コンピュータシステム最適化計画、電子ジャーナルシステムの利用、情報化統括責任者補佐を有効に活用することで、十分な効率化が図られており、安定的に稼働している。</p>

<p>画を策定する場合には、業務・システムの運営の効率化・合理化に係る効果・目標を数値により明らかにするとともに、策定した計画をインターネット等により公表する。</p>	<p>保及び業務運営の合理化を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務・システムに関する最適化計画を策定する場合には、業務・システムの運営の効率化・合理化に係る効果・目標を数値により明らかにするとともに、策定した計画をインターネット等により公表する。 			
<p>6.業務における環境配慮 業務に当たっては、物品及びサービスの購入・使用並びに施設の整備及び維持管理に際しての環境配慮を徹底するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画に定められた目標を踏まえ、その達成を図ることや、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく物品等調達時の環境負荷低減のための取組を進めること等により、電気・ガス等の資源・エネルギー使用の削減、廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理の徹底、化学物質管理の強化に努めるなど自主的な環境管理に積極的に取り組む。 また、業務における環境配慮の成果を毎年度取まとめ、環境報告書として公表する。</p>	<p>6.業務における環境配慮等 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を100%調達する。また、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。 温室効果ガスについては「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画に掲げられた目標を達成するとともに、一層の削減を図ることとし、平成13年度比で14%以上削減することを目標とする。 資源・エネルギー使用の節約を図るため、国環研の単位面積当たりの電気・ガスの使用量を平成12年度比で20%以上削減することを目標とする。 上水使用量については、実験廃水の再利用を進め、単位面積当たり平成12年度比で30%以上の削減を目標とする。 廃棄物等の適正管理を進めるとともに、廃棄物等の減量化、リユース及びリサイクルを徹底する。このため、処理・処分の対象となる廃棄物の発生量については、平成16年度比で25%以上、特に可燃物については40%以上の削減を目標とする。また、分別により循環利用の用途に供される廃棄物等についても削減を図る。 	<p>6.業務における環境配慮等 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当研究所における事業活動に伴う環境への負荷を減らし、環境への取組を確実に実施していくために平成19年度に「環境マネジメントシステム」を実施・運営する。 物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を100%調達する。また、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。 温室効果ガスについては「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、政府がその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画に掲げられた目標を達成するとともに、一層の削減を図ることとし、平成13年度比で14%以上の削減を維持する。 資源・エネルギー使用の節約を図るため、国環研の単位面積当たりの電気・ガスの使用量を平成12年度比で20%以上の削減を維持する。 上水使用量については、単位面積当たり平成12年度比で30%以上の削減を維持する。 廃棄物等の適正管理を進めるとともに、廃棄物等の減量化、リユース及びリサイクルを徹底する。このため、処理・処分の対象となる廃棄物の発生量については、平成16年度比で25%以上、特に可燃物については35%以上の削減を目標とする。また、分別により循環利用の用途に供される廃棄物等についても削減を図る。 施設整備や維持管理に際しての環境負 	<p>1.法令遵守に係る事案 －当研究所の2箇所の観測施設「辺戸岬大気・エアロゾル観測ステーション」及び「富士北麓フラックス観測サイト」において、自然公園法に違反した事案が発生した。 事案の判明後、関係機関及び関係者への報告、陳謝、並びに必要書類の提出等により、適切に対応した。加えて、所内への事案の周知と業務に際しての関係法令遵守の徹底を図り、再発防止に万全を期した。</p> <p>①辺戸岬大気・エアロゾル観測ステーション 本ステーションは、東アジア地域から輸送される様々な大気汚染物質を観測の対象とし、東アジアにおける広域大気汚染の状況や対流圏大気質の変動を総合的に観測する施設であり、沖縄県の沖縄海岸国定公園内に設置されている。平成18年度に受変電設備等を増設する際、自然公園法に基づく工作物の新築等に係る許可を受けずに工事を実施した。</p> <p>②富士北麓フラックス観測サイト 本サイトは、森林生態系による二酸化炭素の吸収能力を観測・評価する手法の確立に向け森林生態系の炭素循環機能に係る総合的な観測を行う施設であり、山梨県の富士箱根伊豆国立公園内に設置されている。平成17年度に観測塔を新設する際、自然公園法に基づき工作物の新築の許可を受けた範囲を超えてアンカー基礎4基の埋設を行ったほか、同法に基づく許可申請を行わずに根圏観察用パイプを地中に埋設した。また、平成19年度に許可申請を行わずに土壌試料(総量約30リットル)を採取した。</p> <p>2.環境配慮憲章に基づく環境配慮 －研究所が定めた環境配慮憲章に基づき、環境管理委員会及び安全管理委員会などの所内管理体制を活かして、環境配慮の着実な実施を図った。主な取組は以下のとおりである。</p> <p>3.グリーン調達の実施 －グリーン購入法に基づき、国環研として策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」により、環境に配慮した物品及びサービスの調達を行った。</p> <p>4.省エネルギー等の取組 －省エネルギー等の計画的推進のため、「独立行政法人国立環境研究所環境配慮に関する基本方針」に基づき、研究計画との調整を図りつつ大型施設等の計画的休止及びエネルギー管理の細かな対応等に取り組んだ。また、</p>	<p>B 自然公園法に違反した事案が発生したことについては大変残念であり、再発防止に向けて法令遵守の徹底を図る必要がある。但し、省エネルギー等、廃棄物等発生量については、積極的に取り組み、数値的にも目標を大きく上回った達成が見られるなど適切に成果をあげており、他の研究機関等への模範事例として大きな役割を果たしている点を勘案した評価とする。 なお、法令遵守の件や職員の健康管理を本項で整理することが適当かは検討の余地がある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備や維持管理に際しての環境負荷の低減の観点からの取組や、化学物質の管理の強化等自主的な環境配慮の推進に努める。 業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を毎年取りまとめ環境報告書として公表する。 事故及び災害等の発生を未然に防止し、安心して研究等に取り組める環境を確保するため、職場における危険防止・健康障害防止の措置の徹底、安全・衛生教育訓練の推進、メンタルヘルス対策等職員の健康管理への一層の配慮等、安全衛生管理の一層の充実を図る。 	<p>荷の低減の観点からの取組や、化学物質の管理の強化等自主的な環境配慮の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を取りまとめ環境報告書として公表する。 事故及び災害等の発生を未然に防止し、安心して研究等に取り組める環境を確保するため、安全衛生管理の一層の充実を図る。 	<p>夏季冷房の室温設定を 28℃、冬季暖房の室温設定を 19℃に維持することを目標とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー対策として、省エネ機器として導入した省エネ型ターボ冷凍機、大型ポンプのインバーター装置を最大限に利用し省エネルギーに取り組んだ。また、環境配慮の面から更なる省エネルギーを進めるため 17 年 7 月から開始した ESCO 事業の着実な推進を図り、一層の省エネルギー及び CO2 の削減を図った。 19 年度 CO2 排出量については、対 13 年度比・総排出量では 19.5%の減少(計画目標は対 13 年度比・総排出量で 14%以上削減)であった。 19 年度における光熱水量の実績は、以下のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> 電気・ガスのエネルギー消費量は、上記の取組により改善が見られ、年間実績としては対 12 年度比・床面積当たりで 75%(計画目標は 12 年度比・床面積当たり 20%以上削減)となった。 一方、上水使用量については、12 年 12 月に一般実験廃水の再利用施設を整備し、13 年度以降本格的に稼動したことにより、年々効果がみられ 19 年度には対 12 年度比・床面積当たりで 50%の減少となり、(計画目標は 12 年度比・床面積当たり 30%以上削減)を大幅に上回る成果を得た。 <p>5.廃棄物・リサイクルの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物・リサイクルに関する基本方針」に基づき、廃棄物の分別収集を徹底するとともに、広報活動等による周知・啓発を図り、廃棄物の減量化及びリサイクルに努めた。 上記の実施方針に基づき、廃棄物等の発生量を日々計測し、集計整理した。 廃棄物の排出抑制・減量化については、分別の徹底や、ユニット長会議、研究評価委員会、運営協議会などの会議のペーパーレス化によるコピー用紙の削減等を着実に実施したことにより、廃棄物等の全量に対 16 年度比で 25%以上削減した。食堂から排出される生ごみのコンポスト化なども進めた結果、処理・処分の対象となる廃棄物は、対 16 年度比で 37%削減し、そのうち特に可燃物の量は、対 16 年度比で 40%削減した。 <p>5.化学物質の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 「化学物質のリスク管理に関する基本方針」に基づき、所内ネットワークを用いた化学物質管理システムを導入し、化学物質管理体制の一層の強化と効率化を図り、化学物質の購入、保管、使用から廃棄に至るまでの適正な管理を推進した。 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「PRTR 法」という。)に基づき、ダイオキシン類の環境排出量の届出を行うとともに、同法に基づく届出対象の基準に達しなかった化学物質についても、使用状況に関する所内調査により排出・移動量の見積りを自主的に行った。 	
--	---	---	---	--

			<p>6.アスベスト対策の実施 -アスベスト対策については、所内アスベスト対策チームの下の所内管理サブチームによる所内アスベストの状況把握や所内関係者との意見交換等を通じて具体的な対応の検討を行い、18年度に引き続き19年度も必要な対策を実施した。</p> <p>7.環境配慮の取組状況の公表 -昨年度に引き続き、18年度に実施した環境配慮の取組について取りまとめるため、「環境報告書2007」を作成し、記者発表を行うとともにホームページ等で公表した。</p> <p>-19年度に実施した環境配慮の取組についても、「環境報告書2008」として取りまとめる作業を進めた。(平成20年7月に公表予定)</p> <p>8.環境マネジメントシステムの運用 -環境に配慮した取組の一層の充実を図るため、平成19年4月に「環境マネジメントシステム運営規程」を策定し、本所内を対象として環境マネジメントシステムを運用した。</p> <p>9.職員の健康管理について -職員の健康を確保し就労環境を良好に維持・改善するため、職員の健康診断、産業医による健康相談、産業医及び衛生管理者による所内安全巡視、作業環境測定、業務に起因する負傷や病気を把握し予防対策に役立てるためのデータ収集等を実施した。また、メンタルヘルス対策として、専門医療機関と契約し随時カウンセリングを受けられるよう体制を整備するとともに、専門家によるメンタルヘルスセミナーを開催した。さらに、職場におけるセクシャルハラスメント防止のため、外部専門家によるセミナーを開催した。</p>		
<p>7.業務運営の進行管理 研究所内の業務進行管理体制を強化し、各年度の研究計画を作成・公表するとともに、外部の専門家の評価・助言を得つつ、業務の進行状況を組織的かつ定期的に点検し、業務の効率的かつ円滑な実施のために必要な措置を適時に実施する。</p> <p>また、社会的信頼にこたえる良質な業務の運営管理を確保するため、業務運営の改善、組織・体制の効率化等において、監査結果を一層適切に活用する。</p>	<p>7.業務運営の進行管理 業務運営の適正化・効率化を図るため、以下の通り進行管理を行う。</p> <p>(1)研究の実施に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度ごとの研究計画を作成・公表する。 第1の1.(2)①の重点研究プログラム、中核研究プロジェクト等にリーダーを置き、研究内容の調整、進行管理等を行う。 第1の1.(2)①の重点研究プログラム、中核研究プロジェクト等については、国環研内部の進行管理に加えて、外部の専門家の評価・助言を受けながら実施する。 <p>(2)業務運営については、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を年度計画に反映するなど、業務運営の改善を促進する。</p> <p>(3)社会的信頼にこたえる良質な業務</p>	<p>7.業務運営の進行管理 業務運営の適正化・効率化を図るため、以下の通り進行管理を行う。</p> <p>(1)研究の実施に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度の研究計画を作成し、公表する。 第1の1.(2)の重点研究プログラム、中核研究プロジェクト等にリーダーを置き、研究内容の調整、進行管理等を行う。 第1の1.(2)の重点研究プログラム、中核研究プロジェクト等については、国環研内部の進行管理に加えて、外部の専門家の評価・助言を受けながら実施する。 <p>(2)業務運営については、自己点検・評価を実施し、その結果を次期の年度計画に反映するなど、業務運営の改善を促進する。</p> <p>(3)社会的信頼にこたえる良質な業務の運営管理を確保するため、業務運営の改善、組織・体制の効率化等において、監査結果を一層適切に活用する。</p>	<p>1.研究計画の作成 -重点研究プログラム、基盤的な調査・研究活動、知的研究基盤の整備を対象に、19年度の研究計画を作成し、関係者に配布するとともにホームページで公表した。また、20年度の研究計画についてとりまとめを行った。</p> <p>2.重点研究プログラム等の進行管理 -重点研究プログラム等の着実な推進を図るため、各プログラムに中核研究プロジェクトを組織し、プロジェクトごとに定めたリーダーを中心に、所内の研究の動向把握、進行管理等に努めた。</p> <p>3.重点研究プログラム等の研究推進 -重点研究プログラム、基盤的な調査・研究活動及び知的研究基盤の整備については、外部研究評価委員会による年度評価を受けた。なお、今回の外部評価においては、円滑な評価の実施に資するため、パネルレビュー方式で行った。(20年5月12日)</p> <p>-中核研究プロジェクトについては、外部研究評価委員会による中間評価を受けた。(20年4月14、15日)</p> <p>-19年度に終了した特別研究課題については、外部研究評価委員会による外部評価を受けた。(20年4月14、15</p>	A	<p>中期計画、当該年度の研究計画の遂行に向けて、定期的な報告がなされ、計画遂行上の課題を早い段階から明確にし、対応を検討するなど、業務の進行管理に特段の配慮を払っており、適切な進行管理がなされている。</p>

	<p>の運営管理を確保するため、業務運営の改善、組織・体制の効率化等において、監査結果を一層適切に活用する。</p>	<p>(4)平成 18 年度に策定した「独立行政法人国立環境研究所における研究上の不正行為等の防止等に関する規程」に基づき研究所の研究倫理の保持及び向上に努めるほか、研究費の適正な管理・監査のあり方について検討を進める。</p>	<p>日)20 年度から開始する特別研究課題については、所内の研究評価委員会において事前評価を行い(20 年 1 月 25 日)、さらに、外部研究評価委員会に対して事前説明を行い(20 年 4 月 14、15 日)、指導・助言を受けた。</p> <p>－外部研究評価委員会による評価及び意見等については、これらの調査研究の再点検及び必要な見直しに活用し、今後の研究の一層の進展を図ることとしている。</p> <p>4.委員会等による進行管理</p> <p>－理事会に加え、研究所の運営に関する重要事項を審議するためのユニット長会議、研究業務の円滑な推進を図るための研究推進委員会等を定期的に開催したほか、目的に応じて所要の各種委員会を開催し、適切な進行管理を図った。</p> <p>－また、ユニット長会議等においては、ユニットごとの研究活動状況等の年 3 回の定期報告を行った。</p> <p>5.自己点検等による業務運営の改善</p> <p>－業務実績報告の作成等を通じた自己点検、また、独立行政法人評価委員会の指摘等を踏まえ、業務運営の改善に努めた。</p> <p>6.監事監査等への対応</p> <p>－内部監査の結果を踏まえ、平成 19 年度から科学研究費補助金の執行を総務部総務課から会計課の業務に変更して、他の研究費と同様に適正に行った。</p>		
<p>第 4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>第 3 の 3「財務の効率化」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>また、健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用はもとより、受託収入(競争的な外部研究資金及び受託業務収入)については、国環研としての主体性を保つため、国環研の目的・使命によく合致した資金であるか否かを吟味した上で、その確保に努め、着実な運営に努めることとする。特に、競争的な外部研究資金の第 2 期中期目標期間中の年平均額は、第 1 期中期目標期間中の年平均額と同等程度またはそれ以上を確保する。このため、競争的な外部研究資金の獲得を促進する方策を講じることとする。</p>	<p>第 3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>(1)予算 記載省略 (2)収支計画 同 (3)資金計画 同</p>	<p>第 3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>記載省略</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>記載省略</p>	—	—
<p>第 5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第 7 その他の業務運営に関する事項</p>	<p>第 4 その他の業務運営に関する事項</p>	<p>Ⅳ その他業務運営に関する重要事項</p>	A	以下に示すとおり、施設・整備に関する計画、人事に関する計画については、総じて中期目標の達成に向けて適切に進められており、A 評価とする。
<p>1.施設及び設備に関する計画</p> <p>良好な研究環境を維持するため、施</p>	<p>1.施設・設備の整備及び維持管理</p> <p>業務の質の向上に必要な施設・設備</p>	<p>1.施設・設備の整備及び維持管理</p> <p>中期計画に基づき、計画的に施設・整備を</p>	<p>1.施設・設備に関する計画</p> <p>－中期計画の施設・設備に関する計画に基づき、国の施設</p>	A	中期計画に基づき、アスベスト対策をはじめ必要な施設・設備の整

<p>策及び設備の老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備に努める。</p>	<p>を効率的かつ計画的に整備するとともに、保有する施設・設備の効率的な維持管理を行う。</p>	<p>取得・整備するとともに、業務の実施状況及び老朽化度合等を勘案し、施設・設備の改修・更新を行い、保有する施設・設備の効率的な維持管理を行う。</p>	<p>整備費補助金を得て、計画的に施設・設備の整備等を行った。 -その他、所内アスベスト対策として優先的に対策を講じる必要があると判断された施設についてアスベスト除去工事を実施した。</p>	<p>備、改修等が適切に進められている。但し、老朽化しつつある建物、施設もあり、抜本的な改修工事計画の検討等一層の留意が必要である。</p>
<p>2.人事に関する計画 非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かし、多様な人材の採用及び活用を図るため、人事制度の見直しを行う。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費削減の取組を行うとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p>	<p>2.人事に関する計画 (1) 方針 非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かしつつ幅広く優秀かつ多様な人材の確保を図るとともに、人材の重点的、機動的配置等により、国環研の能力を高め、最大限の力が発揮できるように努める。また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費を5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。 (2) 人員に係る指標 任期付研究員の採用に引き続き努め、中期目標期間中の研究者総数に占める任期付研究員の割合を13%程度とする。</p>	<p>2.人事に関する計画 中期計画に基づき、非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かしつつ幅広く優秀かつ多様な人材の確保を図るとともに、人材の重点的、機動的配置等により、国環研の能力を高め、最大限の力が発揮できるように努める。また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成22年度までにおいて人件費を5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p>	<p>1.多様な人材の確保と重点的配置 -19年度においては、研究系職員5人(うち、任期付研究員3人、女性2人)を新たに採用し、これらはすべて公募により幅広く採用を行った。 -高度な研究能力を有する研究者や独創性に富む若手研究者等を、NIES特別研究員、NIESフェロー、NIESポスドクフェロー、NIESアシスタントフェロー、NIESリサーチアシスタントとして採用を行った。 -外部との連携を図るため、国内外の大学、研究機関等から特別客員研究員11人、客員研究員223人を委嘱・招へいするとともに、共同研究員78人、研究生101人を受け入れた。 -中期計画に基づく4つの重点研究プログラムを担当する3つのセンター及び1つのグループに対し研究者を重点的に配置した。 2.人件費の削減と給与体系の見直し -人件費(退職手当、法定福利費を除く、以下同じ)については、17年度における決算額から△2%削減を趣旨とする額(19年度における人事院勧告に伴う給与改定分を除く)2,358,966千円に対し、19年度の執行額は、2,320,399千円であり、限度額を38,567千円下回った。 -国環研の19年度の給与水準は、国家公務員に対し研究系職員が104.1%、事務系職員が97.0%であった。 -給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるため、17年度の人事院勧告に基づき、勤務制度に基づく昇給制度(特別昇給と普通昇給の統合)及び職責手当の定額化等の給与規程の改定を行い、19年度から実施した。</p>	<p>A 中期計画に基づき、研究所の使命や性格に合致した、公募による幅広い研究系職員の採用や客員研究員等の委嘱・招へいなど適切な人材運用が行われていると判断する。 職員の給与水準については、研究系職員が100%を上回る水準となったが、国立環境研究所の定年制研究職員がラスパイレスの算定対象外である任期付き職員を経て採用されるという特殊性や環境研究に関する業務では適切に成果があげたこと等に鑑みると、適切な範囲内と考える。</p>